

第 8 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成21年12月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成21年12月14日（月曜日）

午前10時1分開議
午前11時44分休憩
午前11時51分開議
午後1時4分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第8号 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 熊本市と下益城郡城南町との合併及び熊本市と鹿本郡植木町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第20号 当せん金付証券の発売について

報告第1号 専決処分の報告について

請第31号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出に関する請願

請第33号 私学助成の充実強化に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 熊本私学夢プラン（仮称）検討会議の設置について

② 政令指定都市・市町村合併の推進について

③ 川辺川ダムに関する最近の状況について

出席委員（8人）

委員長	森	浩	二
副委員長	田	代	国
委員	鬼	海	洋
委員	竹	口	博
委員	馬	場	成
委員	大	西	一
委員	中	村	博
委員	内	野	幸

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長	安	倍	康	雄
総括審議員兼次長	黒	田	豊	
首席政策審議員兼				
企画調整課長	神	谷	将	広
政策調整監	坂	本	浩	
秘書課長	向	井	康	彦
広報課長	濱	名	厚	英

総務部

部長	松	山	正	明
次長	瀬	口	豊	
次長	田	崎	龍	一
危機管理監	富	田	健	治
人事課長	豊	田	祐	一
総務事務センター長	高	嶋	裕	治
首席総務審議員兼				
私学文書課長	広	崎	史	子
首席総務審議員兼				
財政課長	田	嶋	徹	
管財課長	松	田	良	治

税務課長 佐藤 幸男
 市町村総室長 楢木野 史貴
 市町村総室副総室長 五嶋 道也
 危機管理・防災消防
 総室長 若杉 鎮信
 危機管理・防災消防
 総室副総室長 佐藤 祐治
 男女参画・協働推進
 課長 中園 幹也
 地域振興部
 部長 坂本 基
 次長 松見 辰彦
 次長 河野 靖
 地域政策課長 小林 弘史
 川辺川ダム総合対策課長 古里 政信
 情報企画課長 松永 康生
 首席政策審議員兼
 文化企画課長 山野 陽一
 交通対策総室長 高田 公生
 交通対策総室副総室長 田代 裕信
 統計調査課長 佐伯 康範
 出納局
 会計管理者兼出納局長 宮田 政道
 会計課長 田上 勲
 管理調達課長 清田 隆範
 人事委員会事務局
 局長 中村 和道
 首席総務審議員兼
 総務課長 田中 明
 公務員課長 松見 久
 監査委員事務局
 局長 林田 直志
 首席監査審議員兼
 監査監 藤川 昭
 監査監 柳田 幸子
 監査監 山中 和彦
 議会事務局
 局長 井川 正明
 次長 高橋 雄二
 首席総務審議員兼

総務課長 吉良 洋三
 議事課長 東 泰治
 政務調査課長 船越 宏樹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永 和彦
 政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

午前10時1分開議

○森浩二委員長 それでは、ただいまから第8回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第31号及び請第33号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第31号についての説明者を入室させてください。

（請第31号の説明者入室）

○森浩二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、説明をお願いします。

（請第31号の説明者趣旨説明）

○森浩二委員長 趣旨はよくわかりましたので、後で審査しますので、本日はこれにてお引き取りをいただきたいと思っております。

（請第31号の説明者退室）

○森浩二委員長 次に、請第33号についての説明者を入室させてください。

（請第33号の説明者入室）

○森浩二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第33号の説明者趣旨説明）

○森浩二委員長 趣旨はよくわかりましたので、後で審査しますので、本日はこれにてお引き取りください。

（請第33号の説明者退室）

○森浩二委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行

います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○松山総務部長 今回提案いたしております議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算につきましては、第1号議案として、6月、9月補正予算の成立後において詳細が判明いたしました経済対策に伴う基金の造成、活用等の経費を88億円、新型インフルエンザワクチン接種負担の軽減等の通常分を16億円計上いたしております。

これによりまして、11月補正予算は約104億円の増額補正となり、補正後の平成21年度予算規模は約8,360億円となります。

また、特別会計は、企業会計の財源更正となっております。

このほか、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例等の条例案件等につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

なお、一部の報道機関から、本県の不適正経理に関する報道がなされておまして、委員の先生方には大変御心配をおかけいたしております。

これは、昨年度に実施いたしました自主調査の内容につきまして、県が情報開示しました資料をもとに、さまざまな角度から報道がなされているものでございます。

県といたしましては、本年4月から、広範な再発防止策に取り組んでおりますが、今後とも、二度とこのようなことを起こさないよう、引き続き再発防止を徹底してまいり所存でございます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容

及び条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、財政課長から、平成21年度11月補正予算の概要について説明をお願いします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。1ページをお願いします。

平成21年度11月補正予算の概要ですが、1ページは総務部長の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

2ページをお開きください。

2ページから3ページにかけて、歳入予算の内訳を示しております。

その主なものは、7の分担金及び負担金が、公共事業の追加等に係るもので1,700万円、次に、経済対策に伴う――9の国庫支出金ですけれども、基金の創設積み増しに伴うもので約86億6,000万円、さらに、その基金からの繰入金として約3億7,000万円、13の繰越金が11億9,000万円、15の県債は約1億4,000万円となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものは、1の一般行政経費で約92億円、2の投資的経費で約12億円となっております。それぞれ説明欄に補正額に係る主な事業を記載しております。

次に、6ページをお願いします。

地方債の補正の内訳ですが、6ページにつきましては、追加に伴うもので約2億3,000万円、7ページにつきましては、変更に伴うもので、補正前が約33億5,000万円から補正後の約32億6,000万円と、約9,000万円の減額となっております。先ほど歳入のところで御説明しましたが、差し引き全体で約1億4,00

0万円の増となります。

以上が11月補正予算の概要でございます。
よろしく御審議お願いいたします。

○森浩二委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○豊田人事課長 人事課でございます。

説明資料9ページの上段、債務負担行為設定の人事課分、秘書事務委託業務の欄をごらんください。

設定額1億1,369万円余は、平成22年度から平成24年度までの3年間について、秘書事務の民間委託を行うために債務負担行為を設定するものでございます。

現在、副知事、教育長及び知事部局の各部局長に正職員の秘書を配置しておりますが、事務事業の見直しでありますとか、総人件費抑制等の観点から見直しを行いまして、両副知事秘書のうち、日程調整担当の2名、それから、教育長、各部局長の秘書9名、合わせて合計11名の秘書事務を民間委託に切りかえるものでございます。

そのため、新年度当初から委託を行うに当たりまして、今年度中に秘書を派遣します民間事業者からの企画提案公募によります業者の選定や契約手続を完了させる必要があることから、今議会での債務負担行為の設定をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田管財課長 管財課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

財産管理費で1,920万円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄にありますように、太陽光発電設備増設事業で、工事請負費の実設計額確定による1,700万円減と設計委託の入札残による220万円減、合計1,920万円を減額するものでございます。

なお、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を有効に使用し、執行残を出さないため、770万円の財源更正をするものでございます。

また、アピール効果の高い県庁に設置する太陽光発電施設については、熊本県新事業支援調達制度の認定を受けている県内立地企業、富士電機システムズ、ホンダソルテック製のパネルを使用し、本県内の太陽光発電の普及を広く県民にアピールすることにしました。なお、設置工事については、一般競争入札により発注いたします。

設置場所につきましては、行政棟本館南側に隣接するサンクガーデンにホンダソルテック製40キロワット、南側駐車場の屋根に富士電機システムズ製10キロワットの2カ所でございます。

管財課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。資料の10ページをお願いいたします。

まず、一般管理費でございますけれども、説明欄をごらんいただきたいと思います。

危機管理対策費の全国瞬時警報システム整備事業といたしまして、2億8,485万8,000円の増額をお願いしているところでございます。

これは、国の経済危機対策に基づく補正予算によりまして、緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報等の緊急情報を県民に瞬時に伝達するためのシステムの機器等を整備する市町村に対しまして助成を行うものでございます。財源は全額国庫でございます。

次に、防災総務費でございますけれども、1億6,583万3,000円の増額をお願いしております。説明欄をお願いいたします。

1の防災対策費といたしまして1億6,800万円を計上しておりますが、その内訳でござ

いますけれども、まず(1)防災消防ヘリコプター管理運営費1億3,650万円でございます。これは防災消防ヘリコプターのエンジン定期点検に伴う運航休止期間を短縮するための代替エンジンの購入費でございます。

次に(2)番でございます。防災・震度情報システム管理費3,150万円でございますけれども、これは、気象庁からの防災情報の配信方法が変更されることに伴いまして、防災情報ネットワークシステムを改修するための経費でございます。

次に、大きい2番、防災・行政情報通信ネットワーク整備事業の防災行政無線整備事業といたしまして、216万7,000円の減額を計上しております。

内訳といたしましては、無停電電源装置の更新におきまして、更新箇所が減少したことに伴いまして678万4,000円の減額、それから、衛星携帯電話の整備に係る461万7,000円の増額でございます。

次に、消防指導費でございますけれども、355万4,000円の増額をお願いいたしております。

1番の消防費の市町村等消防施設整備補助の427万2,000円の減額についてでございますけれども、消防用車両及び消防団拠点施設を整備する市町村に対します補助におきまして、申請が予定を下回ったことに伴いまして執行残を減額するものでございます。

2番目の消防学校費の消防学校施設整備費782万6,000円についてですが、消防学校におきまして、老朽化などによりまして教育訓練に支障を来しております資機材を、全額国庫によりまして緊急に整備するための経費でございます。

以上、補正といたしまして総額4億5,424万5,000円の増額をお願いしているところでございます。

続きまして、資料の11ページをお願いしたいと思います。

繰越明許費でございますけれども、防災総務費のうち5億3,100万円を平成22年度へ繰り越すものでございます。

内訳といたしましては、震度情報ネットワークシステム整備事業が3億6,200万円余でございます。それから、防災消防ヘリコプター管理運営費が1億3,600万円余でございます。それから、防災・震度情報システム管理費が3,100万円余でございます。

繰り越しの理由といたしましては、まず震度情報ネットワークシステム整備事業につきましては、計測震度計の設置場所に係ります気象庁、それから市町村との協議に時間を要しまして、年度内の完成が困難となったためでございます。

2番目の防災消防ヘリコプター管理運営費につきましては、防災消防ヘリコプターのエンジン整備におきまして、エンジンの納入に時間を要するためでございます。

3番目の防災・震度情報システム管理費につきましては、気象庁からの防災情報の配信工法変更に係ります仕様等の通知が若干おくれておりまして、年度内の完成が困難となったためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。資料の11ページをお願いします。

社会福祉施設費でございますが、96万1,000円の増額をお願いしております。

これは厚生労働省所管の平成20年度婦人保護関係国庫補助金の精算に伴う国庫支出金返納金でございます。一時保護の件数等が国庫補助更新申請時の見込みよりも少なかったために、受け入れた国庫の一部を返納するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○濱名広報課長 広報課でございます。説明資料の13ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定について、平成22年度に2,520万円余を限度額として計上しております。

これは広報誌制作の委託料でございます。年度当初から発行する必要があるため、契約締結まで期間を要するため、債務負担行為の設定をお願いしております。どうぞよろしく願いいたします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。資料の15ページ、上段をお願いいたします。

計画調査費として16万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

これは新幹線元年戦略推進事業でございますが、6月の補正予算をお願いいたしました国の経済対策に伴う臨時交付金に係る事業でございます。他の事業へ活用するため、事業費が確定いたしました経費のうち16万6,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。15ページの中段をお願いいたします。

計画調査費としまして2億3,000万円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載しておりますとおり、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業に係る通信機器の入札残でございます。

次に、下段をお願いいたします。

計画調査費としまして13億8,200万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

これは市町村が実施します携帯電話基地局整備事業に対して補助を行うものでございますが、現在国の交付決定待ちの状態にあるため、年度内に事業が終了しない可能性があるため、繰越明許の設定をお願いするものでござ

います。

続きまして、16ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございますが、これは、熊本県総合行政ネットワーク等の管理、運営に係る平成22年度の業務委託につきまして、年度内に契約事務を行う必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。資料の17ページをお願いいたします。

619万円余の補正をお願いいたしておりますが、これは、説明欄の県立劇場施設整備費(1)でございますように、県立劇場音響関係機器の整備に要する経費でございます。音響機器の老朽化に伴いまして、音響卓、それからワイヤレスマイク等の機器の整備を緊急に行うための経費でございます。

また、このほか財源更正をお願いしておりますが、これは、執行残になると見込まれます額を、国の支出金から一般財源に振りかえることで、国からの交付金を有効に活用するためのものでございまして、事業内容には変更はございません。

次に、繰越明許費の設定についてでございます。

県立劇場施設整備事業費2,800万円をお願いしております。

これは、県立劇場コンサートホール客席のバリアフリー改修等に係りますもので、関係機関との調整や工法の検討等に期間を要した結果、年度内の施工が難しく、繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でござ

います。お手元の資料の17ページの下段をお願いいたします。

計画調査費でございますけれども、6月の補正予算をお願いいたしました阿蘇くまもと空港のキャラクターを活用した新たな県産品づくり推進事業の経費のうち、事業が確定いたしました10万円につきまして減額をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。資料の19ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますけれども、これは、県の各機関において契約する共通的な4つの業務につきまして、当課において取りまとめて設定をお願いしているものでございます。

また、これらは、来年4月から役務の提携を受けるもののうち、早期に入札手続を進める必要がある案件について、11月補正予算におきまして審議をお願いするものでございます。

まず、給食業務でございますけれども、全部で5件、限度額5,800万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、警察学校の給食賄いに係る業務委託等でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

県有施設等管理業務でございますが、全部で101件、限度額25億700万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、庁舎清掃や警備に係る業務委託等でございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、全部で38件、限度額15億2,000万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの運用に係る業務委託等でございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、全部で86件、限度額11億2,400万円余の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システム関連機器等のリースでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、条例に入ります。

○豊田人事課長 人事課でございます。

条例改正につきまして、議案第8号から10号までを一括して説明させていただきます。

資料21ページからの第8号議案熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、22ページの条例改正の概要で御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、平成19年に雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されましたことに伴いまして、地方公務員災害補償法の一部改正が行われましたことから、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、非常勤職員であります船員に係ります業務上及び通勤途上で発生した災害につきましては、これまで船員保険法による補償の対象とされておりましたが、今回の法律の改正により補償の対象から外れたために、本条例による補償の対象とする必要が生じたので、関係規定の整備を行うものでございます。

施行期日は、平成22年1月1日からとしております。

次に、資料23ページからの第9号議案熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、30ページからの条例改正の概要で御説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨でございますが、ま

ず、ことし10月の人事委員会勧告におきまして、勤務時間を1週間当たり現行の40時間から38時間45分に、1日につきまして、現行の8時間を7時間45分に改定するよう勧告がなされたことに伴いまして、必要な措置を講ずるものでございます。

また、労働基準法の改正が平成20年12月12日に公布されておりますが、これに伴いまして平成22年4月1日から施行されることに伴いまして、改正内容のうち時間外勤務手当の割り増し賃金率の引き上げなど、地方公務員にも適用となる事項について所要の改正を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、(1)にありますとおり、人事委員会勧告どおり、職員の勤務時間を1週間当たり38時間45分に、1日につきまして7時間45分に短縮することとしまして、関係規定を整備することとしております。

具体的には、1日の勤務時間が15分間短縮されますことから、就業時間を現在の17時30分から17時15分へ短縮する方向で予定しております。

次に、(2)の労働基準法の改正を踏まえまして関係規定の整備でございますが、説明資料は逆になりますが、31ページの上段イにありますように、労基法の改正に伴いまして、まず、月に60時間を超えます時間外勤務に係ります時間外勤務手当の支給割合を、現行が100分の125でございますが、これを100分の150に引き上げるとというのが第1点でございます。

それから、第2点でございますが、30ページの下段(2)のアにありますように、それに伴いまして月に60時間を超える時間外勤務に係ります時間外勤務手当の支給割合、先ほど申しましたように、100分の150と本来の支給割合100分の125との差額分の手当の支給にかえまして、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間外勤務——代休

時間と規定しておりますが、を指定することができる制度を新設するものでございます。

具体的には、例えば月80時間の時間外勤務をした場合は、80から60を引いた20時間につきまして、その割り増し分0.25を掛けまして5時間を代休時間ということで、職員は、割り増し賃金をもらうか、この代休時間を指定するか、どちらかを選択できるということになります。

施行日は、平成22年4月1日からとしております。

最後に、説明資料32ページからの熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、37ページの条例改正の概要で御説明いたします。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、これは、県の権限を市町村に権限移譲するということと、それから、来年3月23日の熊本市と城南町、植木町の合併に伴いまして、関係規定を整備するというものでございます。

2の主な改正内容でございますが、まず(1)でございますが、今回市町村との事務移譲の協議が調いました12法令106項目の事務につきまして、新たにそれぞれ別表に掲げます市町村へ移譲することとしまして、別表を改正するものでございます。別表①から次のページの⑩まででございます。

移譲事務の概要と移譲する市町村名は表に記載しているとおりでございますけれども、このうち来年度新たに市町村へ移譲を行う事務であります④旅券の申請受け付け及び交付等に関します事務の移譲につきましては、これは現在本庁及び地域振興局で行っております、いわゆるパスポートの申請受け付け及び交付等に関します事務を市町村に移譲するものでございます。

今回は、協議の調いました天草地域の3市

町——全市町ですね。それから、人吉、球磨郡の10市町村、計13団体に移譲するものでございます。

次に、38ページの上の(2)でございますが、これは、熊本市と城南町及び植木町の合併に伴いまして、現在別表中に城南町及び植木町に権限移譲しているところにつきまして、規定の整備、いわゆる町名を削除するというところでございます。

以上が主な改正内容でございます。

3の施行期日でございますが、平成22年4月1日から施行することとしておりますが、ただ、旅券法に基づきます事務の移譲につきましては、移譲を受けます市町村の受け入れ準備等が整うのを待って移譲することとしておりまして、天草市につきましては来年の2月1日から、人吉ほか9市町村につきましては来年の6月1日から、それから、苓北町につきましては10月1日からとしております。

また、熊本市と城南町、植木町の合併に伴います関係規定の整理に関する規定につきましては、合併日であります平成22年3月23日から施行することとしております。

人事課の説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○植木野市町村総室長 説明資料39ページからの第12号議案熊本市と下益城郡城南町との合併及び熊本市と鹿本郡植木町との合併に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明は、資料の44ページに概要をまとめておりますので、そちらでさせていただきたいと思っております。

平成22年3月23日の熊本市と下益城郡城南町、鹿本郡植木町との合併に伴い、改正が必要になります条例のうち、単純な文言や政策的判断を伴わない内容の整理をする9つの条例を一括して本条例で改正するものでございます。

本条例で改正する9条例の主な内容は、そ

この2の主な改正内容のところに記載してあります。

(1)のア、熊本県家畜保健衛生所条例は、その位置を下益城郡城南町から熊本市に改める改正でございます。同じく(1)のイ、熊本県福祉事務所設置条例は、植木町の熊本市への編入により鹿本郡が消滅することに伴い、熊本県鹿本福祉事務所の項を削る改正でございます。ウの熊本県保健所条例は、管轄区域の変更に伴い、鹿本郡を削る改正でございます。

以下、エ、オ、カ、それぞれの条例で、城南町あるいは鹿本郡植木町等を削る条例改正を行っております。

(2)の熊本県家畜保健衛生所条例、熊本県地域振興局設置条例、熊本県熊本県税事務所設置条例、熊本県熊本農政事務所設置条例は、合併前の城南町及び植木町に係る処分の効力及び申請等の取り扱いについて経過措置を設けるものです。

(3)の熊本県地域振興局設置条例、熊本県熊本土木事務所設置条例は、合併後の熊本市の区域のうち、合併前の植木町及び城南町に係る土木に関する事務について、引き続き従前の地域振興局で所管する経過措置を設けるものです。

この土木関係業務につきましては、平成24年4月から熊本市が政令市に移行しますと、法令により道路関係事務が県から熊本市に移管されることになり、また、今後の県と市の協議次第ではございますけれども、河川関係事務などについても幅広く熊本市へ移譲される可能性があります。

そのため、関係規定どおり業務の所管を移した場合に、熊本市が政令市になるまでの約2年間という短い期間に2度も所管を変更することになり、住民サービスの観点からも好ましくないと考えられるため、このような経過措置にしております。

なお、全体の施行期日は平成22年3月23日

です。

説明は以上です。よろしく御審議お願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。資料の45ページをお願いします。

議案第20号当せん金付証券の発売についてでございますが、いわゆる宝くじでございますが、同法第4条の規定によりまして、議会の議決をいただいた上で総務大臣に発売許可の申請をする必要がございます。このため、来年度に県が発売いたします宝くじの発売限度額を175億円以内とすることにつきまして、議決をお願いするものです。

この金額につきましては、本年度までの発売状況、ここ5年間は150億円前後で推移しておりますが、それを勘案しまして設定しております。

以上、御審議をお願いします。

○森浩二委員長 次に、報告を受けます。

○佐藤税務課長 税務課でございます。資料の46ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分の報告についてでありまして、職員の交通事故による専決処分の報告でございます。内容は、47ページの概要の方で御説明をいたします。

ことし1月14日に、球磨地域振興局税務課の職員が、人吉市内の銀行駐車場において、公用車を駐車場から後進で出庫する際に、駐車中の車両に接触したものでございます。

この事故により、公用車及び相手側車両を損傷するとともに、相手側車両の同乗者が右大腿部打撲等の負傷を負われ、物損及び人身事故として処理されました。

この事故は、職員に全面的な注意義務違反が認められることから、双方の過失割合は、県側10、相手側ゼロと判断されまして、相手側の損害額全額を県加入の保険から賠償する

ことで和解が調い、本年11月4日に和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行ったものでございます。

今回の事故は、職員の注意不足によるものであります。これまでも機会あるごとに交通事故防止の指導を徹底してきたところでございますが、法令を遵守すべき義務と責任を持っております公務員といたしまして、交通法規を遵守し、事故の再発防止に努めるよう、機会があるごとに指導の徹底を図っているところでございます。

税務課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○大西一史委員 まずは10ページの危機管理・防災消防総室の予算で、全国瞬時警報システム整備事業ですけれども、これについては全額国費であるということで、経済対策ということもあろうかというふうに思います。ただ、過去にいろいろ、例の北朝鮮からのミサイル騒動のときも、なかなかシステムがきちっと動かなかったというような、そういったこともあって、警報システム整備自体が、これだけ整備しても、本当にどういう形で県民の皆様きちとした形での情報伝達ができるのかというのが、ちょっといま一つよくわからぬ部分があります。

そこで、その辺の運用を、じゃあどういふふうにしていくのかということも含めて、ちょっと概要を御説明いただきたいのが1つと、それと、その後の維持費あたりは、当然これは国が持ってくれるわけではなかろうというふうに思いますが、その辺がどうなっているのかというのがこの全国瞬時警報システム整備事業に対しての2点目のお尋ねです。

それと、もう続けて、その下の防災総務費

の防災対策費のところのヘリコプター管理運営費なんですけれども、これは代替エンジンを購入されるということでもありますけれども、これはやっぱり運航休止ということで、毎回ずっとやっていかなきゃいけないようなものなのかどうなのかということ。

それともう一つは、衛星携帯電話の整備というのが461万7,000円ということですが、これは、大体1台当たりのコストというのがどのくらいで、月大体どのくらい経費がかかるのかと。かなり衛星携帯電話というのはお金がかかるというふうに思いますけれども、その辺を教えてくださいと思います。ちょっとまとめてですけども。

○若杉危機管理・防災消防総室長 4点ほど御質問がございましたけれども、まず全国瞬時警報システム整備でございます。

Jアラートという略称がございますけれども、今回、全国一斉に全市町村で整備することになりました。御承知のとおりですけども、整備の方法といたしましては、基本は、住民に直ちに情報が伝わるということが基本でございますので、市町村で受信をいたしまして、それを同報無線とか市町村で整備しているところがございまして、自動起動装置というのをセットいたしまして、国からの通知を瞬時にといいますか、国からの通知が2～3秒以内で参りまして、23秒以内ぐらいでは同報無線で周知できるという形になります。それが県下では32市町村でございまして。

あと13の市町村がございまして、そこらは同報無線とかの整備がまだ直接できていないところ等がございまして、そちらの方は、情報を受けました後、例えば区長さんとか消防団長さんとか、そういった方に御連絡を電話ですぐするとか、それから広報車で回るとか、そういった形で住民の方に伝達する

という形になります。

それから、維持費でございますけれども、維持費の方はやっぱり市町村負担という形で国の方からは言われているところがございます。

それから、3点目のヘリのエンジン整備でございますけれども、今回の整備につきましては、3,500時間というのが平成23年の10月ごろに運航時間が到達いたしまして、そのときに、ヘリにはエンジンを2基積んでおりますけれども、2基のエンジンをオーバーホールしなければいけないということで、毎回ということではございません。3,500時間に達したときの今回は点検でございます。

ヘリには600時間点検でありますとか、点検が、毎年点検もございまして、時間点検と期間の点検というのがございまして、今回は3,500時間点検ということでございまして。

それから、4点目の衛星携帯につきましては、1台……済みません、明確にちょっと今手元にはございませんけれども、70万程度になるかと思っておりますけれども、その程度の金額になります。今回は、6台ほど、6カ所で整備したいと思っております。

済みません、以上でございます。

○大西一史委員 まず最初の全国瞬時警報システム整備、Jアラートなんですけれども、その13市町村は、結局デジタルではなくアナログで周知するというようなことで、相当対応に差が出るんじゃないですかね。そういうところは、順次、何かそういうような整備をするとかということはあるんですか。熊本市あたりは、当然同報のそういう無線みたいなものはないですね。

○若杉危機管理・防災消防総室長 そうですね。

○大西一史委員 そういった場合、報道機関

とか、そういうところとの連携というのは当然あるわけでしょう。どうなんですかね。

それと、維持費が、当然地元で今後は負担しなきゃいけないという話だけれども、それが大体毎年どのぐらい見込まれるのかということですが、それは幾らぐらいかということですよ。

○若杉危機管理・防災消防総室長 報道機関につきましては、国の方から直接的に……

○大西一史委員 いや、報道機関というよりは、13市町村に対する対応がこのままでいいのかどうかという認識なんですけれども。

○若杉危機管理・防災消防総室長 自動で流せるような形が望ましいわけですが、それにつきましては、同報系の無線等を整備したりするには相当な金額がかかるものですから、順次早目に整備していただきたいというところは、私どもも市町村にはお願いしているところがございますけれども、なかなかすぐという状況にはちょっとならないかなと思っております。いずれにしましても、急いで整備していただくようお願いはしているところがございます。

維持費につきましては、定期点検料ということが出てきますけれども、金額的には……ちょっと待ってください。済みません、ちょっと手元に資料がございませんので、そんなにはかからないかと思っておりますけれども、申しわけございません。

○大西一史委員 議案に上がっている以上は、ある程度お答えいただかないといかぬなと思います。もちろん、維持費に関しては上がっていませんから、それは今回ここで細かい数字は要りませんが、大体やっぱりこういうものを国のお金で整備するとはいえ、その後の運用というのは当然都道府県で

しっかりやっていかないかぬと。まあ、使えるものはしっかり使ってこうということだけれども、やっぱりそれも全市町村カバーできないシステムですよ、これは、結局言ってみれば。だから、それに対しての今後の維持費というのもどんどんかかっていくという中で、運用面でも、13市町村がどういうふうな今後、そういう同報無線というか、そういったものは全部は私は到底できないんじゃないかなというふうに思いますが、だったら、その市町村との運用の仕方をしっかり検討していただかなければならないだろうというふうに思います。

それから、代替エンジンの購入、防災消防ヘリについては、大体こういうことだろうというふうに思いますが、やっぱりとめるわけにはいかないということがありますので、これに対するコストはある程度はやむを得ぬかなというふうに思いますが、これはどのくらいでかえているのかなというのがちょっと私わからぬだったものですから、それでお尋ねをしたということです。

もう一つの衛星携帯電話の整備について、1台当たりのコストがよくわからないというのは、やっぱりこれはどうだろうと思いますね。461万7,000円で6カ所、6台ということで、大体70万円ぐらいというような話ですが、そんなに額がものすごく大きいというわけじゃなくても、やはりそのくらいの細かい説明ができるようになっていただかないと、ただでさえ国の方の事業仕分けでキャンキャンキャンキャンやって、あなたたちはちゃんとやるとのかと私たちはやっぱり言われている中で、そうやって予算を審議しているわけですから、その辺はもう少し——これは後できちっと教えてください。

○若杉危機管理・防災消防総室長 わかりました。

○大西一史委員 ただ、6台、6カ所整備するという事ですから、当然70万円ぐらいを割ってしまえば大体そんなものかなというように感じだろうというふうに思いますけれども、そういったことをきちっと提示していただかないと困るということは申し上げておきます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかにありますか。

○鬼海洋一委員 先ほど部長の方から冒頭のごあいさつがありまして、その中でも触れられております不正経理という、経理処理の問題で、マスコミでは不正経理というふうに…

○森浩二委員長 鬼海委員、後でこれは、議案の後に説明をしますので。

○大西一史委員 予算のことで、17ページ、文化企画課にお尋ねします。

県立劇場の施設整備費、これは上がっていますけれども、それと、その下の繰り越し分もありますけれども、実は県立劇場は、私、先日行って来たんですけれども、演劇ホールのステージが割れているというか、ひびが入って、目張りをしてあるのは、課長御存じですかね。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。

大西委員、今、御指摘になりました演劇ホールにつきましては、せりと舞台の部分が、若干すき間といたしますか、段差といたしますか、そういうものができておるのは存じております。早急に対応したいと思っておりますけれども、今は応急的にいろんな、シートを敷いたり、そういったことで事故等がないように対応いたしておるところでございます。

す。

○大西一史委員 ということは、じゃあこれは、この整備費の中で、繰り越しも含めて、いつごろまでに整備されるということですかね。

○山野文化企画課長 演劇ホールの整備につきましては、これからの施工になろうかと思っておりますけれども、今のところ、明確にいつということは、ちょっとまだ申し上げる時点まで煮詰まっております。

○大西一史委員 ということは、この予算の中には入っていないということですね。

○山野文化企画課長 はい、入っております。

○大西一史委員 じゃあ委員長、要望しておきますけれども、やっぱり非常に危ないと思いました。私も現場に行って、出演をされる方からたまたまお話を聞いたので、あそこでやっぱりスピーチしたりする機会がありますから、ちょっと見に行ったんですね、どこだろうと思って。見に行ったら、きれいにガムテープで張ってありましたけれども、あれはやっぱりあの状態でいつまでもというのはどうなんだろうなというのは、ちょっと正直言って、施設の管理上もあんまり好ましくないとお金もない中でのあれでしょうから、お金がかかることかもしれませんが、その辺はやっぱりちゃんと新年度あたりにすぐ整備をしていただかなきゃいかぬというふうに思うんですが、そういった予算要求というのは、今現在やっておられるということで認識してよろしいんですかね。

○山野文化企画課長 実は県立劇場につきましては、御承知のとおり、昭和57年に建築を

いたしております、あちこちはかなり老朽化と申しますか、そういったものが出てきております。

その中で、やはり優先順位をつけて改修をやっていくべきだということで、一番やはり今、最優先なのは、空調関係ではなからうかということで、空調関係を第1番目にということで考えております。その次ぐらいに、今おっしゃった演劇ホールの中の舞台のせりのすき間の改修あたりが来るのではなからうかというふうに思っております。

あちこちにいろんな意味での不具合が出てきておりますので、単年度に一遍にやるというのはなかなか今の財政状況からすると厳しゅうございますので、計画的にその辺は緊急度の高いものから順次進めてまいりたいというふうに考えております。

○大西一史委員 ということは、予算要求は来年もできないということですか。

○山野文化企画課長 今申し上げましたように、やはり緊急度が一番高いのは冷暖房だろうと思っておりますので、冷暖房を最優先にということで今のところ考えております。

○大西一史委員 だから、するのかもしれないかなんですけれども、やらない。

○山野文化企画課長 来年度以降になろうかと思っております。

○大西一史委員 じゃあ、要望しておきます。できるだけ来年度中に、ああいうものはみっともないですからね。いろんな出演者も出られる中で、しかも危険があつてはいけないというふうに思います。あれで転んだり、いろいろ出てくるんじゃないかなと私は個人的には思います。今張つてあるから何とかです。でも、ガムテープですよ。天下の県立

劇場がガムテープで目張りしてあるというのもいかなものかなというのは、私は個人的に思いますね。

だから、空調も、それはそれで大事だろうというふうに思いますし、それはやらないかぬところはいっぱい出てくると思います。だけれども、やっぱり今優先順位も含めて——あれを全部やりかえるということではないだろうと私は思うんですよね、ステージ全部です。ということを考えれば、その辺の予算措置もぜひ考えていただくように。きょうは財政課長もおられますから、その辺も含めて御認識をいただきたいということでお願いを申し上げます。

とりあえず、以上です。

○内野幸喜委員 9ページをお願いしたいんですが、この中で、秘書の事務委託業務を民間委託ということで11名。今までプロパーの職員の方が秘書をやっていたらと思うんですが、今回民間委託ということで、そもそもプロパーの職員ではなくてもよかったということなんですかね。

それからもう1点、今11名ということなんですが、これからさらにふえることはあるのかということと、この11名でどれぐらい経費が節減できるのかということをお伺いしたいと思います。

○豊田人事課長 今回、先ほど申しましたように、11名ということでございますが、今まで正職員を置きまして、秘書業務とあわせて他の業務もしておったわけでございますが、日程調整等につきまして、財政再建戦略の中で事務のあり方の見直しとか、そういうことをする中で、この日程業務その他については民間委託をする方向で今回見直しを行ったということでございます。

秘書につきましては、基本的に11名として、これ以上この秘書業務について広げると

いうことは考えておりません。

それから、経費でございますが、概算でございますけれども、11名民間委託にすることによって、年間2,000万程度の節減効果ということを見込んでおるところでございます。

○内野幸喜委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 あと、じゃあちょっと議案に関係するところでもいいですか。

15ページ、情報企画課にお尋ねです。

これはもう減額ということで、総合行政ネットワーク管理運営事業ということでの減額ですから、ある程度そういう入札による減額ということなんだろうと思いますが、ただ、電子県庁、電子申請等々が、いろいろ今、利便性が高まっているはずだと思うんですが、先日、これは新聞にも載っておりましたけれども、国の、要はシステムに接続できないという、熊本を含む37道府県が、電子政府の車庫証明であるとか納税手続であるとか、こういったシステムに利用ができないのに負担金を支払っておるといふニュースが出ましたけれども、これについてはどういうふうにお考えなんですかね。今後どういうふうにやっついこうと。

というのが、これは税務課の方のコメントでは、政府の動向を見守るしかないというようなことで、国の動向も、これはどうなるかということであろうかというふうに思いますが、要は、この機器に接続するためには、国のシステムに接続するためには、県で新たなシステムを開発しなければ接続できないような仕組みにどうもなっているということで、億単位の費用がかかるというようなことで、決算委員会でもこれは問題になっているというような話なんです、どうされるおつもり

なのかをちょっとお聞かせいただきたいんですけれども。

○松永情報企画課長 ただいま、今回、国の事業仕分けで電子申請システムが見直しの対象になっているという御指摘でございますけれども、本県におきましては、平成13年に国のe-Japan戦略というものが出されまして、その後、平成15年に県と市町村が電子自治体共同運営協議会というものを設立いたしまして、電子申請システムの開発、運用を進めてきたところでございますけれども、今年度の補正予算等でもブロードバンドの整備も進みまして、電子申請を利活用できる環境が整いつつある中で、本県におきましては、申請件数の方も、当初は3,000件程度にとどまっておりましたけれども、昨年は3万6,000件ということで、今年度も大体昨年度を上回るペースで実績が上がってきておりますので、今後も多様なライフスタイルに対応できる電子申請サービスというのは、県民に提供していくことは必要ではないかというふうに考えております。

現在、先ほど申し上げました協議会の方で検討を進めておりますけれども、システムの運用に当たりましては、市町村と連携しながら、利用者の利便性の向上であるとか、コストの一層の縮減に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 答弁がありましたけれども、ただ、年間使われないものに対して、やっぱり1,000万円も予算をつけていく。これは経費ですね。報道でしか私はちょっと、ごめんなさい、わかっていないんですけれども、ちょっと当初の予算書を全部私が確認したわけじゃないのであれなんです、当然こういったものは将来的には利用できるものだと思って1,000万円なりなんなり、これまで4年間で約4,000万円をも県と県警が支出済

みというようなことで、報道でもそうやって指摘されているわけですよ。

ということで、今後どういうふうになっていかれるおつもりかですよ。だから、この支出をまた新年度も計上——当然、今予算査定の方から、されているんだろというふうに思いますが、どうなんですかね。

○松永情報企画課長 申しわけございません。今ちょっと私が申し上げましたのは、県と市町村で独立してやっております電子申請システムの件について申し上げたわけですが、先生の御指摘は車庫証明、納税等の……

○大西一史委員 それだけに限らずという話で僕は今答弁を聞いていましたけれども、そういう意味も含めてたから、当然今の答弁は答弁で受けとめていいんですが、それと別に、今報道でも問題となったものに対してですよ。

だから、電子申請は、3,000件から3万7,000件ぐらいにふえていると。そして、どんどんどんどんふえていっているよということ、これは評価できることだろうというふうに思いますし、私も、電子県庁を進めるとずっと言ってきたわけですよ。だけど、これは、やっぱり利便性が高まって、利用がふえないと何もならないと。ところが、一方では、こういう国のシステムがいろんな面で不都合が生じているということは、これはなかなかおかしいことではないかなと、そういうことでございますけれどもね。

○松永情報企画課長 年間4,000万の負担の方につきましては……

○大西一史委員 年間じゃない、4年間。

○松永情報企画課長 私どもではございませ

んで、税務課の方でございますので、申しわけございません。

○大西一史委員 じゃあ、税務課長にお願いします。

○佐藤税務課長 新聞報道につきましては、当課の方でお答えもしておりますので、電子申請全般ということじゃない部分でお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほども話がありましたけれども、この自動車に関しますワンストップサービス、通常OSSと言っておりますけれども、これにつきましては、自動車を登録する際に、関係する国とか県、市町村の機関が幾つもあって、なかなか御不自由があるという話があったために、関係します印鑑証明については市町村役場、法務局、車庫証明では警察、自動車税に関する申告につきましては自動車税事務所、県ですが、あと最後に自動車の登録申請が運輸支局という形で、それぞれ出向いていただいて登録をしていただいているということなので、ワンストップサービス、1カ所で在宅等で手続きが終えられるよということで、平成12年に国の方で各省庁の連絡会議をつくりまして、国民のためにそういう制度を地方も含めて導入しようではないかという取り組みになっております。

ですから、考え方としましては、そういう国民、県民のための利便の向上ということでありますので、各都道府県ともそれに賛同いたしまして、翌14年——先ほどe-Japanは平成13年ということでしたけれども、このシステムにつきましては都道府県OSSシステム検討会というのを平成14年に設置しまして、全都道府県が賛同したということになりましたために、システム開発に3年、平成14年から16年までかけております。

このシステムの開発につきましては、提唱しました国の方が全額——25億円でしたけれ

ども、負担いたしまして、16年にでき上がりますので、最後の16年には、それを活用する都道府県の方で都道府県税務協議会、都道府県の連絡の会議を設け、また、車庫証明の関係がありますから、警察関係では同じようにOSSの推進警察協議会というのをやはり全都道府県で設置……

○大西一史委員 課長、済みません、もう私はシンプルに聞いているのは、今後どうしますかという話なので、大体経緯については私もわかっているつもりなんですけれども、ただ、やっぱり今後これを支出し続けていくのかどうなのかということですね。そこです。

○佐藤税務課長 それで、ちょっと御説明が長引いております申しわけなかったんですけども、その17年から先行します東京とか神奈川とかが始まりましたけれども、システムの設置に同意いたしました上は、それを動かすための機器類の設置が東京の方で今なされているんですけども、稼働する都道府県だけが負担するのではなく、全都道府県が負担するという仕組みになっておまして、今回の御指摘が分については、その機器の都道府県の負担分を5年で今支払いを続けているところであります。17、18、19、20、21と5年来ていますけれども、22年についても、サービスを提供している部分、そのハードの部分の負担金ですので、継続して支払いをしていくというふうな形でおります。

なお、このシステムにつきましての本県での稼働予定につきまして、ちょっと補足的に話をさせていただいてよろしいでしょうか。

これにつきましては、片方でこれを動かすためには、電子納付の県のシステムあるいは都道府県すべてにおいてなんですけれども、それが必要でありまして、マルチペイメントネットワークというふうなシステムになって

おりますけれども、申請と経費の支払い、税金とか車庫証明の手数料の支払い、そういったものを県の方の会計のシステムの中で受け入れてもらえるようなシステムづくりが必要であります。

その方が、本県の場合は、平成21年の3月に完成いたしました。ですから、最速の場合でも、ことしの4月から税の方も準備しておけば動かすことができましたけれども、実はこのシステムにつきましては、最も導入効果があります新車の登録、先ほど言いました4つの関係機関との利便性が高まります新車の登録から全国的に始まっております。

ところが、新聞にも載っておりましたけれども、その割合が8%とか9%ぐらいなんですけれども、そのほかには、移転登録といいまして、名義変更、あるいは抹消登録、あるいは一番数が多いのは、皆さん方も陸運局と一番関係が深い継続車検、これが半分以上ありまして、その残りの部分が80%以上を占めておまして、どうも一番効果のあるところから始めたものの、残りのところがやっぱり動かないとまずいぞということが、後に先行的に利用した団体から話が出ましたために、今OSSを動かしているところで、そういう残りのシステムについても、これに変更をする、追加するという準備をしております。それができ上がりますのが平成24年の3月となっております。

ですから、先ほど言いました、ことしの3月にマルチペイメントネットワークというのでお金の支払いができるようになって、それと一緒に動かしたとして、平成17年の試算では2億円ぐらいかかると言われておりましたけれども、2億円かけて動かしたところで、そのまた3年後に、3年後というか、実際の開発は1年とか2年後に新たな変更をするためにまた数億円かかるということでは、それこそ逆に税金のむだ遣いというふうな御指摘も出てくるやに思われるために、各県とも一

一先ほどありました先行しております10以外のところにおいては、次の改修、ほとんどの登録関係がそのシステムを使えますところをちょっと今待っているというような状態にあります。

御説明としては以上であります。

○大西一史委員 ちょっと随分長くなってしまっていてあれなんですけれども、要は、じゃあ24年からしか使えないということですね、県が恩恵を受けるとすれば、最短で。

○佐藤税務課長 はい。

○大西一史委員 なおかつ、これは、他県が今先行してやっている分も、みんなが負担するものだから、それは出しているんですよという理由づけというか、そういう仕組みになっているということですね。だから、つまりこれはずっと開発は、し続けるということではないんですね。

○佐藤税務課長 本県分については、先ほど言いました継続車検とか移転登録とか、まだその付近の仕様書が出てきておりませんので取りかかっておりませんが、近年のうちにそれも含めて取り組んでいって、24年4月にはこのシステムに参加したいという気持ちは今持っております。

○大西一史委員 じゃあ、24年4月の参加を目標にして動いているということですね。

○佐藤税務課長 はい。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 今回も県債の変更や追加がなされておりますが、県債の今の借り入

り利率ですね。幾らぐらいで今借りられておりますか。

○田嶋財政課長 例えば、今民間金融機関からの調達が多いわけですが、現段階ではかなり金利が低下傾向にございまして、例えば、10年債、10年後に返すやつが大体1.2%、20年債が約2%前後で推移しております。

○田代国広副委員長 大体予想範囲内のお答えですが、今、各市町村で地方債を発行するわけですが、利率ですね。大体うちあたり3%以内というのが結構あるんですよ。この10%以内というのは、非現実的に見えるんですよ。もうちょっと現実的に書き方を変えるわけにはこれはいかぬのでしょうか。今の低金利時代にふさわしくないし、この10%以内という書き方自体が、私ちょっと、何というか、緊張感といいますか、非現実的な気がするんですよ。どう思われますか。

○田嶋財政課長 御指摘もごもっともでございます。これは従前からということでこのままにしておりましたけれども、現実的にこれが、ある意味では危険担保も含めて多目になっているということで、今現実から離れている現状もございまして、副委員長からの指摘も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○馬場成志委員 さっき内野委員の質問にもありましたが、秘書業務の委託ですが、機密保持というのが場合によっては出てくるというふうに思いますけれども、そういった部分で、もう少し心配要らぬというような話を聞

かせていただくか、あるいは他県で現実にどこか施行されているところがあって、そういうところでトラブルなりなんなりあっていないかというようなことなり、何か聞かせていただかぬと、ちょっと心配だなと。

○豊田人事課長 今馬場委員がおっしゃった守秘義務というのは、情報の保護でありますとか守秘義務ということは、秘書業務の中で最も重要なことだと思っております。

そのため、先ほど業者の選定については企画提案をするということで、その中でも、例えばその業者について、個人情報の保護体制を全国的に認定する制度がございますので、そういう付与を受けているかとか、あと、その会社の情報保護体制がどうかというのをちゃんと審査して選定を評価することにしております。

また、県と派遣業者の間での契約の中にも、守秘義務について条項を盛り込みまして、また、派遣される職員と会社の間でも誓約書を取り交わすというようなことも、そういうことで情報の保護も担保しているところでございます。

現在、本県以外に、埼玉でありますとか、新潟、福井、滋賀、広島という形で5県で導入されております。その他、民間の企業等にも派遣しているところでございますけれども、現在、導入した県において、そういう問題があったということは聞いておりません。そこについては、十分留意していきたいと考えております。

○馬場成志委員 しっかりやってください。

○森浩二委員長 ほかに質疑は——なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第8号から第10号まで、第12号及び第20号について、一括して採決したいと思

いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第31号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○佐藤税務課長 請願の第31号でございます。

第31号は、所得税法第56条の廃止を求めるものでございます。

この請願の趣旨でございますが、所得税法第56条は、中小企業事業者を支える家族従業者の自家労賃を事業者の必要経費と認めておらず、女性の家族従業者の地位を認めない、日本国憲法、男女共同参画の立場に反するものであるとして、同条項の廃止について、国に対する意見書の提出を求められているものでございます。

この請願は、国の所管します所得税法に関する事項でございますが、同法の第56条は、個人事業主の所得計算におきまして、事業主と生計を一にする配偶者やその家族の労務の対価である自家労賃を必要経費に算入しない規定となっております。

請願にあります所得の控除につきまして、特例といたしまして、所得税法の次の第57条で規定されておりますので、あわせて御説明を行わせていただきます。

こちらの方の特例では、いわゆる白色申告を選択された場合は、請願にありますとおり、配偶者は86万円、その他の親族は50万円

を限度に、家族専従者の自家労賃を必要経費として算入し、事業主の所得の控除が認められております。

さらに、青色申告の場合は、正確な記帳と帳簿書類の保存の義務があり、税務署長の承認が必要となりますが、家族専従者の給与相当額が事業主の必要経費として算入される取り扱いとなっております。

このように、第57条では、必要経費として認められる場合についての定めが設けられております。

所得税につきましては、納税者みずからが、法に従いまして所得と税額を正しく計算し、申告するという自主申告納税の制度をとっており、青色申告か白色申告かのそういう申告方法につきましても、納税者がみずから選択をして行うものであります。なお、国におきましては、青色申告制度の推進を図っているところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○馬場成志委員 今説明はよくわかりましたけれども、57条で青色にすれば、先ほどのこの請願の趣旨というのは、もう十分満たされているという考え方はおかしくないですか。

○佐藤税務課長 当方ではそういうふうに考えております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第31号についてはいかがいたしますでしょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○鬼海洋一委員 今馬場委員の方からそういう意見表明があつて、課長の方からもそれを補足する御意見がありました。そういう見方と同時に、やっぱり関係法との関係の矛盾という見方もできるわけでありまして、できれば、各他県でも相当数の可決されている状況もありますから、この請願について可決いただくように提案をしたいと思います。意見を申し上げたいと思います。

○森浩二委員長 今採択と不採択の意見が出ましたけれども……。

○大西一史委員 この所得税法の問題、これは56条の問題、57条の問題は、結構前からいろいろある議論だろうというふうに思いますが、いずれにしても、今の説明でも、これはやっぱり税法で税制をいろいろと今から変えていくという中で議論していただかないとかぬということで、私、基本的にはこういった、さっき鬼海先生がおっしゃったような、法の条文の中での矛盾があるという部分も、確かにそうだろうなというふうに感じる面もございます。

ただ、これは廃止を求めるという意見書ということですので、廃止というほどまでに我々が県議会で意見書を出せるほどのものかどうかということ、私はちょっと疑問が残ります。ですから、これは見直しとかあるいはそういうことでの現実に合った法整備を求めるとかということであれば、私は賛成してもいいかなというふうに思いましたが、廃止ということであれば、ちょっとこれは私は個人的には、個人的にはというか、うちは会派でも検討したんですが、これは賛成できないだろうということ、不採択とすべきというふうな判断に至りましたので、一応意見を申し上げておきます。

以上です。

○森浩二委員長 採択、不採択両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第31号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○森浩二委員長 挙手少数と認めます。よって、請第31号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第33号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

請第33号私学助成の充実強化に関する請願について御説明を申し上げます。

本請願は、私学助成拡充を求める熊本県実行委員会からのものでございます。

趣旨は、公立校間の学費等の格差をなくすために、私学助成の増額を求めるものでございます。

請願事項、2項目ございますが、1点目、私立学校の教育条件改善のため、経常費助成の増額を求めるものでございます。

本年度予算では、私学全体で約76億円、うち中学及び高校で52億円の経常費を措置しております。生徒数の減少等に伴い、予算額自体は減少しておりますが、生徒1人当たりの単価は、若干ではございますが、伸びております。

2つ目は、保護者の学費負担軽減のため、学費軽減制度の拡充を求めるものでございます。

県では、昨年度まで補助対象としておりませんでした雇いどめ等について、本年度から対象にしておりますし、さらなる雇用情勢の悪化に対応するため、要件該当者が確実に減免を受けられるよう、6月補正予算で所要額を措置し、総額1億4,000万円程度の予算を確保しております。

なお、去る9月議会において、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校振興協議会から、私学助成の充実を求める請願がなされ、採択をされて、国に意見書が提出されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森浩二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 後でその他の報告の中でちょっと質問したいというふうに思っていたのですが、今お話がありましたから。

先ほど、請願者の方から、現状の学費未納の生徒が700人を超えるという、そういうお話がありましたけれども、特に今私学の中で学費の未納を初めとする、特に生徒間の中で今学校に行くことそのものが難しいという状況が出てきているというふうに思うんですが、課の方でどの程度その辺については把握されておりますか。現状をどういうふうにお考えなのかということも、あわせて少しお聞かせいただきたいと思っております。

○広崎私学文書課長 委員御質問の授業料の滞納状況につきましては、文科省の方が直接学校の方の調査をしておりますので、毎年度末に大体その授業料の滞納状況というのが数値で出ております。

本県の場合も、私学全体を見ても、授業料滞納者の滞納率が平成20年度末で2.5%、全国平均が0.9%、九州が2.0%でございますので、私立学校、本県の場合、若干授業料の滞納者が多いという現状でございます。また、昨年度比でも若干増加しておりますので、こういう経済状況の中、授業料を滞納される生徒さん、保護者さんがふえておるといふ現実は認識をいたしております。

そのために、私ども、授業料減免の制度拡

充ですとか、新たな補助項目をつくるかということに対応いたしておるところでございますが、現時点では、大きな変化が見られますのは、家計の急変、リストラですとか、離婚ですとか、死亡ですとか、そういった家計状況の急変による授業料の減免申請者の数が、本年度、昨年同期で約3倍ほどになっております。

現時点では、予算の範囲内で対応できるものと思っておりますが、今後とも、各学校が独自に持っております就学支援制度なども含め、周知等を徹底しながら、できるだけ授業料の滞納者が増加しないように、さまざまな形で学校の支援等をしていかなければならないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 今のお話のとおり、減免が3倍ふえているというお話がありました。これも、現状調査をちょっと見せていただきますと、比較的熊本県の私学については、構造上、年収の高い人たちの子供たちが入学している傾向があるというような報告もあっておりますけれども、かなり、今お話しのとおり、全国的な状況からすると、熊本は飛び抜けて率が高いという状況ですよね、九州各県と比較いたしましても。その辺の構造上の背景の問題というのは、どういうふうに把握されているのでしょうか。

○広崎私学文書課長 なかなか簡単に構造上の問題というのを分析することも難しいところではございますけれども、熊本県の場合、私学に入学される生徒さんたちの家庭状況というのは、高位の所得者と低位の所得者に2極分化されている現状がございます。なおかつ、本県の場合、公立高校を受験されて、そちらに入れなかった方々が私学に入られるということ、それともう一つは、もともといろいろな課題を抱えておられる生徒さんたち

が私学の方に通っておられるというような現状もございます。

私ども、後ほど御報告をさせていただきます調査の中で、そういった分析等を踏まえながら、どのポイントといいますか、どういった層に、どういった生徒さんたちに、どういった経済的な支援を広げていけるのかどうかということ、これから本年度の検討課題とするようにしております。

また、一方で、国が公立高校の無償化の制度を打ち出しておりますので、そちらの方との関係も踏まえながら、慎重に検討していきたいというふうには考えております。

○鬼海洋一委員 先ほど、つまり経営の側からの請願を可決して、採択をして、それで国の方にも要望しているというお話がありました。今も話がありましたように、国は公立高校の無償化を今検討しているさなかでありますけれども、そういたしますと、当然に、これは私学の方についても一定のバランスのとれた配慮をしていかなきゃならぬという、これは明らかな話でありまして、その点、どう国に対する要望をされているのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○広崎私学文書課長 現時点の情報では、通常補助をいたしております経常費補助については、国も現状維持ということで減額を考慮しておりませんが、しかし、授業料の無償化につきましては、大体公立は授業料については全額無償化になる予定でございますが、本県私学の場合、年間平均授業料が約26万円程度でございますので、国の無償化の恩恵を受けますのが大体24万円程度でございますので、その格差2万円ぐらいが、まだなおかつ実質無償化に至るには検討しないといけない課題としてその2万円程度の格差が残っておりますので、国に対しましては、その2万円程度

の格差を県が独自に補助できるような財政措置、予算措置を要望していかないといけないのかなというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 ありがとうございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 後でこれは報告はあると思いますけれども、恐らく県の支援策ということについての保護者や生徒のそういった——この報告書の中をぱらっと見ると、6割以上の保護者が経済的負担の軽減を求めているというような実態もあるということですから、公立の無償化と同時に、やはり並行的にしっかりとこれは検討していかぬ課題だろうと私は思っています。

現時点で、請願の趣旨を見ますと、大幅な授業料軽減措置をとり行われるよう、私学も授業料無償化へ向けということで書いてあります。まあ、無償化ができるかどうか、国の立法がどういうふうになるのか、あるいは財政措置がどうなのか、ちょっとよく今のところはわかりませんのであれなんです、私としては、やっぱりこういう負担を求めておられるということは十分重く県として受けとめて、政策的にこれから検討していただきたいということをお願いをしておきます。

ただ、この請願に関して言えば、私個人的には、まだこれは継続して審査した方がいいのではないかなと。というのが、国の動向がもう少し見えてくるまで、公立高校の無償化が見えてくるまでは、やはりこれはある程度歩調を合わせていくべきではなかろうかという部分もありますので、そういうふうに個人的には感じているところです。それは委員の皆さんそれぞれ御意見があろうと思いますが、一応そういうふうに考えております。

○竹口博己委員 新政府の方で、公立高校の無償化をぶち上げて言っている。その反面、私学をどうするかについては極めてあいまいなんですよ、今の政権は。ですから、この種の要望というのは必然的に重みを増してくるし、議会としても、この私学に関することは重く受けとめなきゃいけない状況になってきたというふうに判断をいたします。新政権のおかげでそうやってきた、ならざるを得ないと、そう思っておりますので、公立高校の無償化に中央が動き出せば、さらに格差は出てくることになりますから、執行部としても、当局としても重く受けとめて、ぜひお願いをしたいという要望をいたしておきます。

○森浩二委員長 ほかに質問はありませんか。

○広崎私学文書課長 委員長、申しわけございません、ちょっと補足です。

先ほど、私、国の授業料無償化が実現いたしましたとしても、私立高校には約2万円程度の負担が残ると申しましたのは、所得額が平均350万円以下の世帯についてでございます。済みません、補足でございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第33号についてはいかがいたしましょうか。

○馬場成志委員 今お話が出とったように、これまでは、この種の請願につきましては、国に対して要望するという意味では全会一致で採択していただいていたと思っておりますし、この場合は、県単独でもその穴埋めをするとい

う趣旨でありますので、それは国の力なしではなし得ないというようなことで、不採択という経緯があったというふうに思います。

そういった中で、先ほどから話がありますように、国の方で公立の無償化、それから私学に対しても助成をするというようなことの中で、その政策が新政府によって実行される場合は、それは若干足りないというような部分についても、県独自でフォローすることも可能ではないかというふうな感覚も持っています。それは100%ということでは多分ないかもしれませんが、何らかの役割を果たすこともできるというふうに思います。

ただし、新政府がやるかどうかはまだわかりません。その中で、これを採択してしまうと、県単独でその役割というか、責任を果たさなきゃいかぬというようなことは現時点では難しいというようなことでありますので、もう少し様子を見ながら、継続でお願いしたいというふうに思います。

○鬼海洋一委員 その辺はちょっと意味がわからないというか、この請願書の中でも書かれておりますように、公立と私立の格差が非常に高いと、だから私学の方の格差解消に向けて努力してほしいということですよ、これは。その精神を受けとめながら、今お話もあったように、県には国に対する要望というのが当然出てくるわけでありまして、何も県の中で決めたから、その責任を全部負うということではなくて……

○馬場成志委員 いや、負わなでけんですか、これは。

○鬼海洋一委員 どこですか。どの文章ですか。

○馬場成志委員 これは採択してから、そのまま努力……

○鬼海洋一委員 だから、当然、その中で国に対する地方自治体としての要望、要求というのが出てくるわけでありまして、先般の経営の側から出されたものについてはそれを採択をする、これはできないということについてもちょっとわからないという、したがって、私としては、この請願についても採択をしてほしいというふうに思っています。

○森浩二委員長 今継続と採択という意見がありますので、まず、継続についてお諮りいたします。

請第33号を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○森浩二委員長 挙手多数と認めます。よって、請第33号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 では、そのように取り計らいます。

報告事項の前に、5分間休憩いたします。

午前11時44分休憩

午前11時51分開議

○森浩二委員長 では、委員会を再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

総務常任委員会報告資料、熊本私学夢プラン（仮称）検討会議の設置について御報告を申し上げます。

既にマスコミ等でも報道されましたが、くまもとの夢4カ年戦略及びくまもと「夢への架け橋」教育プランに掲げられております私学振興の実行プランとなる熊本私学夢プランを策定するために、私学の置かれている現状を踏まえた上で、私立中学・高等学校支援の方向性を検討し、具体的な私学支援策をまとめるための意見交換を行うために設置をいたしました。

委員は、そちらに書いてございます私学代表、保護者代表、それから学識経験者、それと行政代表というメンバーになっております。

12月7日に既に第1回を開催いたしまして、本年度中に3から4回程度の開催を予定しております。年度内にプランを公表する予定でございます。

あわせて、先ほど委員の御質問にもございましたが、私立高等学校に通う生徒・保護者の意識調査をいたしましたその概要と調査報告書をお手元にお届けしておると思っております。調査結果等につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○植木野市町村総室長 市町村総室でございます。

政令指定都市・市町村合併の推進について御説明させていただきます。常任委員会報告資料1ページをお願いいたします。

前回の委員会報告後の動きにアンダーラインを引いております。

まず大きなI、合併新法下での合併の取り組みについてでございますが、9月議会の開

会日、9月14日に先議をいただきました熊本市と城南町、植木町の廃置分合につきましては、去る10月16日に総務大臣告示が行われまして、来年3月23日の合併が確定いたしました。

これに先立つ10月6日には、知事が、原口総務大臣に対し、熊本市の合併と政令市への円滑な移行について支援、協力を要請いたしました。原口大臣からは、支援していく旨の回答をいただいたところでございます。

熊本市は、平成24年4月の政令市移行を目指し準備を進めておりますけれども、その1つとして、去る10月27日に県と市で政令指定都市移行県市連絡会議を設置し、県から市への事務権限移譲についての協議を始めております。県としても、引き続き、政令市移行に向けた諸準備が円滑に進められますよう、できる限り支援してまいります。

次に、3ページをお願いいたします。

大きなII、政令指定都市移行県市連絡会議についてでございますが、まず会議の体制と主な協議項目ですが、これは資料の隣のページ、4ページをごらんください。

この連絡会議は、移譲事務に関係する県と市の各部署局長で構成しております。なお、会長は熊本市の企画財政局長、副会長は県の総務部長といたしております。

この連絡会議の下に幹事会と分科会を設けておりまして、まず各分野ごとの分科会で担当課、部局レベルの協議を行うこととしております。この分科会で協議が未了となった事項については、その上の幹事会で協議調整し、最終的には連絡会議へ付議するという形で協議を進めていくこととしております。

主な協議事項につきましては、上の2重丸、連絡会議のメンバー表の下に記載しておりますが、県から市への事務権限移譲に関する協議、それから、県から市への事務権限移譲に伴う財務に関する協議、その他として、事務権限移譲に伴う人的支援等について協議

をしていくこととしております。

次に、事務権限移譲の移譲対象となる事務数についてでございますけれども、恐れ入りますけれども、資料の3ページに戻っていただきたいと思っております。

真ん中より下ですけれども、ここに分科会及び移譲区分ごとの事務数の一覧表を掲載しております。あくまでも現段階での事務数ということになりますけれども、全体で340事務を協議の対象としております。

各事務の内容を詳細に区分した数を項目数として整理しておりますけれども、この項目数については、今後の県市協議の中で根拠法令等を精査し算出することになりますけれども、他県の例等により1,000から1,500の項目数になると見込んでおります。

市町村総室からの説明は以上でございます。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

お手元の資料をお願いしたいと思います。川辺川ダムに関する最近の状況についてでございます。

まず、治水でございます。

ダムによらない治水を検討する場、この第5回目が10月20日に開催されております。国からダムによらない治水対策の提案がっております。四角のところの丸2つにまとめております。

まず1つは、早急に治水安全度、地域防災力を向上させる対策、それから、次の丸でございますが、治水安全度を一層向上させる対策でございます。

図面をもって簡単に御説明させていただきます。次のページの別紙1、A4横でございますが、お願いしたいと思います。

早急に治水安全度、地域防災力向上対策、これも2つに分かれております。上のオレンジのところでございます。直ちに実施する対

策、それから、青色の部分、実施に向けた検討に直ちに着手する対策でございます。

左側をごらんいただきたいと思っております。

直ちに実施する対策として、オレンジ色でございます。まず、萩原堤防の補強、それから河床掘削関係、それから宅地のかさ上げ、さらに、一番下になりますが、ソフト対策というふうになっております。

右側をごらんいただきたいと思っております。

実施に向けた検討に直ちに着手する対策として、右側の一番上に、市房ダムの再開発などの提案がっております。

次に、裏面をお願いしたいと思います。

治水安全度を一層向上させる対策(案)でございます。

これには、右上にありますように、いずれも社会的、技術的、経済的な面から実現可能性について検討に着手するという事項でございます。

左側をごらんいただきたいと思っております。

中流部における再かさ上げ、掘削、それから放水路の整備でございます。さらに、右に行きまして、遊水地の整備などの検討に着手というふうになっております。

申しわけありません。1ページにお戻りいただきたいと思っております。

1の(1)の②の部分でございます。これらの提案に対しまして、流域の市町村長からは一定の評価があったところでございます。

さらに(イ)(ウ)にありますように、遊水地やかさ上げに対する御意見などが寄せられております。

次に、次回会議でございますが、現在調整中でございますが、国において、前回示されました治水対策について計算をされ、その結果がどれくらいになるか、例えば水位でございますが、そういうことをお示しいただくというふうになっております。

括弧にあります県の今後の対応方針でございますが、今後ともダムによらない治水対策

の実現に向け、スピード感のある取り組みを国に求めるとともに、県としても、必要な取り組みについて、その役割を果たしていくとしております。

次に、五木の振興でございます。

(1)にありますように、村とともに、村民に対して、直接9月に策定しましたふるさと五木村づくり計画を説明したところでございます。

次に(2)でございますが、国に対する要請でございます。

五木の振興に関しまして、知事から、10月には大臣に対しまして、11月には九州地方整備局長に対して、それぞれ要請を行ったところでございます。

最後(3)になりますが、今後の対応方針でございます。

県といたしましては、今回策定しました計画に基づき、村づくりを着実に推進していくこととしております。それから、今後予定されております国の補償措置につきまして、国においても十分な対応を考えられているようでございますが、地元の意見を十分に反映していただくよう、引き続き国に働きかけていくこととしております。

以上でございます。

○森浩二委員長 以上で報告は終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○竹口博己委員 全部ですか。

○森浩二委員長 この3項目。じゃあ、まず1個ずつ行きましょうか。

私学の夢プランの件について質疑はありますか。——夢プランはないですか、私学。

では、2番目の政令指定都市について、市町村合併についての質疑はありますか。

では、3番目の川辺川ダムに関しての質

疑。

○大西一史委員 今、川辺川ダムに関する最近の状況についてということで、幾つか御報告がありました。その中で、やはり一番気になるのは、先週、前原国交大臣が記者会見の中で、五木村の再建、国が直接協議するであるとか、川辺川ダムの中止をモデルケースにしたいとか、いろいろ報道がっております。

ただ、いろいろ法制化をいつの段階でされるのかというのは、まだこれはよくわからないわけで、当然、これは通常国会に出すとか何とか言う前に、今こちらで検討しているダムによらない治水のこの協議というのをしっかり——治水案がやっぱりまとまらない限りは、なかなかこっちの話には具体的には行けないのかなというふうに個人的には認識をしているんですけども、そうすると、今こういうダム中止補償法みたいな話が出る中で、治水代替案の検討の場での合意というのはしっかり得られるのかどうか、あと今後の見通しというのはどういう状況なのかということについて、ちょっと現状をお聞かせいただきたいというのが1点です。

それと、治水の今の代替案に関してなんですけれども、五木ダムの取り扱い、これがやっぱりどうなってくるのかなというのが、大体川辺川ダムが、こういう形で国交大臣が方向性をどんどんどんどん出していく中でそれが見えてこないところが、五木ダムというのはなかなか見えないとは思いますが、当然ながら今の状況では、川辺川ダムの行方が見きわめられるまで本体工事の評価を保留するというようなこともあります。ですから、その辺について今後どういうふうに考えていかれるのか、県の考え方をちょっとお尋ねします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 まず、ダム

によらない治水の検討の場の現状でございますが、まさに大臣の表明を受けて国からの主体的、積極的な御提案が、前回10月20日に国の方から提案があったわけでございます。

その中で、やはり私ども、国の方の積極的な取り組み、これが大変表に出てきて、大きくダムによらない治水の検討の場というのが位置づけが変わったというふうに考えております。今回提案いただいたものを、さらに今追求をして、シミュレーションもしたいところでございますので、その案をもって、何としましても地域の皆様の一定の合意、そういうものに向けて何とかできないものか、そういうふうに頑張っていきたいなと思っております。

それから、五木ダムでございますが、五木ダムにつきましては、143のダムについて国の方から、まず、今度の政府案を提案される際に、国及び水源地整備機構のダムについては一定の判断をされるということです。いわゆる補助ダムについては、どのような対応をされるかということのはっきり出ておりません。

それから、今後、国の方が有識者会議というものを12月にスタートされております。その中で、再評価する場合の基準、ルール、物差しを新たにつくるというようなことで、それが来年の夏ということでございます。その基準に基づいて、一時凍結と再検証の対象になったダムは、それに基づいて検証がされると。補助ダムについては、新聞等に出ておりますが、その基準に基づいて各都道府県も評価をしていただくような要請をしたいというような大臣の答弁があつているところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 いずれにしても、国交大臣は、そういう方向性は記者会見ではっきりやって、しかもダム中止補償法は川辺川がモデ

ルにというようなことで言われているということは、逆に言えば、今後の治水協議、治水のあり方の検討にもいろんな影響を私は与えるのではないかなというふうに感じております。

ですから、その辺について、きちっと地域の皆さんの合意が得られるような取りまとめとか、それとやっぱり早急にそういった治水対策案というのがまとめられなければ、なかなかこうしたステップには行けないというふうに思うんですが、そういうふうに考えているんですが、担当としてはどういうふうに、この発言も含めて認識されているのかというのを、一応感想も含めて聞かせていただきたいと思っております。

○古里川辺川ダム総合対策課長 今回の大臣の発言でございますが、まず大臣の頭にあるのは、いわゆる残された生活基盤の環境をどうするのかというのが、まず五木の地元の振興のためにという思いがあつたと思っております。

そのために、今ここでダムをとめてしまうと、そういう事業はできないというようなことで、やはりきちんと法的な手続の中で法案とかそういうものを整備していく上では、やはりダムによらない治水対策というものをきちんと明確にして、次のステージとしてのそれに基づいて法案の整備、その上で五木の振興等を図っていくというような流れがあるのではないかと、ちょっと詳細をお聞きしておりますのでわかりませんが、そのような流れをお考えではないかなというふうに考えています。

○大西一史委員 今、詳細はなかなかまだ、まあ先週の発言なのでつかんでいないという部分もあろうかというふうに思いますが、やっぱりその辺の国の動向、大臣の意向あたりもしっかり——そこは当然今からチェックされると思っておりますが、しっかりチェックをして

いただいた上で、やはりこれでいろんな形で今後、例えばさつき五木ダムの話もありました。来年の夏以降にどうなのかという話もあるでしょうけれども、そういったスケジュールも含めて、ある程度これからもう少し具体的に示していくような場面になってくるかなというふうに思いますので、その点については、国の動向をしっかりと見きわめて、注視をして、検討しておいていただきたいということを要望させていただきます。

以上です。

○竹口博己委員 川辺川ダムに関しては、一定の道筋がついて、少しは静かになるかなと思っていたんですけども、新しい政権になったら、またにわかになんやらいろんな話題が浮上してくると。

今課長は、国の取り組みが積極的にという、ある種の歓迎すべきような発言をされたやに聞こえたんですが、私は、何も国が積極的に取り組みをしているとは、この件に関しても思えないんですよ。

一番新しい話が、今あった五木村の再建策を全国のモデルにしたいという、これも前原大臣がただしゃべっただけであって、これが内閣の方針でも何でもなし、これだけおさまりにかけていたのを、コップの底をかき回すように地元を刺激して、それで出てきたカードが、ダム中止のモデルとなる村の再建策というんですけども、そこまで大臣就任早々全国の自治体を刺激し、熊本もそれに翻弄され、それであたかも場面場面で積極的に前向きな提言があっているかのようにとらえられるんですけども、この五木村の再建策についても、来年度の予算に盛り込むかといったら、そんな自信はないんでしょう、大臣も。もうおくれるんでしょう。新年度の予算には間に合わぬとでしょう。ということは、発言しとって、1年間黙って待て、何なのだ、これと。

それと、五木村の村長も発言しておられますけれども、ダム中止を前提として協議に入るのはどうかという、今検討する場でダムによらない治水策が可能かどうかという協議に入った段階で、地元でダム中止を決めれば補償策を詰めていくみたいな、どうも目の前にニンジンぶら下げられたような、課長、余り喜ばん方がいいよ。大臣に振り回されるよ、この新政権には。

それで、知事も、歓迎すべきとおっしゃっていますけれども、歓迎するというふうに一それが実現するなら歓迎だよ。私も同じ意見ですよ。実現するんです。ただ、記者会見で前原さんという大臣がしゃべって、その言葉に大衆受けがしている。だけど、問題は、これは具体的に進めてもらわぬと困るわけでしょう、熊本は。もっとよく言うなら、そこまで言うんだったら、ここまで翻弄したんだから、新年度予算でちゃんと対応すりゃ歓迎できるね。何もそれはないでしょう、恐らく。間に合わぬとでしょう。見送りでしょう。課長、どうですか。それだけははっきりしとつとでしょう。

○古里川辺川ダム総合対策課長 五木の基盤整備につきまして、まず国の方が先行的にやると申し上げましたのが4事業ございます。今、宮原五木線、頭地大橋とか農地造成とか、そういうものでございます。これについては、ダム事業でやるということで大臣は明言しております。逆に、ダムを中止してしまうとこれらの事業ができないので、ダム事業はそのまま生きる、ただし、本体は着工しないんだというようなことです。

ですから、来年度の政府予算の関係、11月に九州整備局長がおいでになったときには、ダム関係はすべて未定ということでもございました。ただ、これまでの流れから言うなら、頭地大橋、それから農地造成関係等を先行してやると言っていました4事業について

ては、きちんと対応していただけるものというふうに考えております。

それから、今回の大臣の発言の中で、特に私どもが、別にもろ手を挙げて、何と申しますか、しているわけではなくて、これまで私どもが、新たな法案をつくる場合については、地元の意見、これを十分聞いていただきたいということをずっとお願いしてきたわけでございます。その点、今回の中で、その辺の対応はきちんとやりますよということで大臣の方からお話があった、そこは私どもが意図したところをお願いが受け入れられていったのかなというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○竹口博己委員 古里課長とやりとりしても始まることではなく、中央の問題なんですけれどもね。だけど、地元としても黙っとくわけにはいかぬし、地元の意見を聞くというのは、大臣が言ったということであって、聞いたということじゃないからね。あんまり安心せん方がいいですよ。地元の意見を聞いてから、ああなるほど、言ったとおりにしよるねと受けとめることであって、法案は通常国会見送りでしょう。見送りでしょうが。予算編成だって、要らぬ話ばってん、関係あるからあえて話すけど、前政権が、国債44兆で組んだときには、くそみそ言いよった、それを超えるわけないと言いよったのが、何やらそれを批判しよった新しい政権が、44兆以内に抑えるのはどうも自信がないみたいな流れになってきてるじゃないですか。そういう状況ですよ。

だから、川辺川も、五木の振興策、全国のモデルケースとしてという、マニフェストのようにして打ち上げた。確かに、大臣が打ち上げた。だけど、熊本県としての闘いはこれからだと思いますよ。大臣が打ち上げた、それを履行してもらいたいというふうに強く迫

っていく。執行部の皆さんが、知事と一丸となって、大臣が言ったことだからやってくださいよということを、政権並びに与党に、民主党の地元の国会議員などに、大変だけど頻繁に陳情していただいて、五木の振興策が本当にかち取れるようにしてもらいたいと思います。

さっき課長が言った村の再建策というのは、ダムの可否には関係ないんですよ、これは。ダムができようとできまいと、村の振興策は国が進めるようになっていったんでしょうが。そういう流れになっていったんでしょうが。だから、前原大臣が言ったからといって、おおこれだといって喜んでいて、またはしごを外されるような事態になってくるかもしれませんね。

よくそこらは、五木を救うか救わぬかのテーマですから、一言一言に一喜一憂せんで、うれしいことをおっしゃればおっしゃるほど、こっちは手綱を締めて、発言した大臣に向かっていかんといかぬと思いますが、課長、最後に決意を聞かせてください。五木村の振興策に。

○古里川辺川ダム総合対策課長 これまで国の方からお話があること、これはきちんと、各委員の御指摘も含めて、私どもきちんと注視して働きかけるとともに、きちんとその動向を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○竹口博己委員 ありがとうございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入りたいと思います。何かありませんか。

○馬場成志委員 両部長にお尋ねしたいと思いますが、その他ですから、来年度の予算について、今努力もなさっておる最中かなというふうに思いますが、国政の方が新政権によって様子がなかなか見えにくい部分がある中で、いろいろ御苦労なさつとる部分がありはせんかというふうに思いますので、今の率直な感想をちょっと聞かせていただきたいなというふうに思いますが。

○松山総務部長 今御指摘のとおりでございます。特に、我々、最も基礎となります地方交付税、こういったのがどのような決着をするかということで大きく予算に影響してまいりますので、非常にそういったところは、いろいろアンテナを張りながら、情報を収集しながら進めているところでございますけれども、恐らく予算編成につきましては、かなり年明けてからも相当ずれ込んでいくんじゃないかというふうに思っております。その辺は、今後しっかりと注視しながら、予算編成に取り組んでまいりたいと思っております。

○坂本地域振興部長 地域振興部の関係でございますけれども、大きなインパクトのある政策として、例えば高速道路の無料化の話、注視しております。どういう政策が打ち出されるかによりまして、国に何を求めていくのか、そして、県としてどういう対応が求められていくのか、そういう政策がこのタイミングになってまだ五里霧中という状況に、非常に憂慮しております。それ以外にも、数々の地域振興の対策の関係、今話のありました五木村の振興もそうでございますけれども、非常に心配しながら、危機感を持って注視しておる状況でございます。

○馬場成志委員 多分、今の総務部長のなんかも、取り上げて言うほど幾つかじゃなく

て、全部わからぬけんというような今のコメントだったというふうに思います。御苦労だと思います。

さっきの請願の話の中でも、今の県財政の状況の中で、県独自の負担もできると、授業料無償化へ向けた大幅なる授業料軽減措置もとり行うことができるみたいな発言がこの県議会内でも出るわけですからね。私も困惑しておりますけれども、何しろいろんなたくさんのシミュレーションをされる中で、神経的にも大変お疲れのところだというふうに思いますけれども、ここはやっぱり正念場ですので、しっかりと——まあ民主党の文句ばかり言うとしても、いずれにしろ生活していかなんとは私ども地域の人間ですから、しっかりと頑張ってくださいように、励ましをさせていただきますと思います。私どもも一生懸命頑張りますので。

○中村博生委員 2点ほど、個別に聞いてもよかったんですけども、滞納税徴収の件でちょっとお尋ねしたいと思います。

これについては、強化期間を設けて各地域地域でやっておられるというふうに聞いておりますけれども、新聞にも載ったか、私は確認はしとらぬとですが、そこでいろんなトラブルが起こっているような話をよう最近聞きますので、徴収のあり方といいますか、市町村に対しての指導方法とか、そういった職務的な中身はどういった方向づけでやっておられるのかをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、今回の一般質問で八代・天草架橋の質問がありましたけれども、これは厳しいというような知事の答弁でありました。知事は、夢とか県民の最大幸福量という言葉を使っておられますけれども、最近の新聞に載ったのは、1,500億かかるから厳しいというような、また昔と同じような中身だったであろうというふうに思っております。

そこで、3県架橋の今の流れをちょっとお尋ねしたいと思います。

○佐藤税務課長 今中村委員の方からありましたのは、滞納の件ということでありますけれども、トラブルと申しますと、こちらで掌握しておるものは、前回の委員会でも委員の方から少しお話がありました、八代市におきまして、地方税徴収特別対策ということで、県の職員が市町村の滞納整理と一緒に行って取り組むといったものの中で、トラブルと申しますか、そういったものが起こっているということを掌握しております。

そのことにつきましては、仕組みとしましては、昨年、平成20年から行っているものですけれども、市町村の税の徴収はなかなか厳しゅうございますので、県の方の職員が、市町村で賦課徴収していただいているものに個人県民税がございますので、その徴収率の向上のためにも市町村に出向きまして、市町村の固有の固定資産税とか国民健康保険税とか、そういったものの徴収率向上を支援するというような取り組みをやっております。

ですから、市町村税の方の徴収率の向上でありますから、もともとの課税主体、徴収主体というのは市町村といったところであります、そういったところの中で県の方は、言葉で言いますと、これまでの蓄積をもとにしていろいろ御助言とかを差し上げる中で、徴収率が向上したりするようというところでやっておりますけれども、県の方の職員が、一生懸命に助言をする余り、強く自分の考えを主張したりするようなことになりまして、そもそもの市町村支援といったところで、少し職員の方の言葉が過ぎているようなところがあったやに聞いているところがございまして、そこにつきましては、そういうことが発生しました後、職員の方に、みんなで住民の方に接する場合の限度あるいは市町村との連携のあり方について改めて検討してもら

って、それを現在のところ改まった中でやってきているというふうに聞いておりますので、新たなトラブルについては、こちらでは掌握しているところではございません。

そういうことの中では、先ほど指導のあり方とか徴収のあり方についてお話がありましたけれども、私たちの方で職員に検討を求めの中では、やはり滞納されておったとしても、それはこういう現下の情勢でありますから、非常に皆さん家計も苦しくて、滞納したくはなくてもどうしても滞納になったりしている方もたくさんおられますから、その付近では、本当に県民の方々の視線、立場というのを十分にわかった上での滞納整理を行うように、もちろん課税においてもそうであります。同じように、県民の立場に立った仕事を行うようにということをお話をしておりまして、職員たちの方からも、その付近についてはやはり十分気をつけて言動あるいは住民の方への御説明とかを丁寧に行うということで、反省と申しますか、新たな気持ちでそういうふうに取り組むというふうに言っておりますので、現在のところはそういう状況でございます。

○中村博生委員 その辺はぴしゃっとしていただかないと、以前にもあったとかないとかという話も聞いておりますので、やっぱりその辺は課長が先頭を切って職員の教育はしてもらわんといかぬと思いますし、きょう言おうか言うまいかと思うとったんですが、首長さんが謝罪をさしたという話を聞いたものですから、そういうことでよかつかなというように思いがあつたから再度言うたことであります、本当にその辺は徹底していただきたいと思ひます。

○高田交通対策総室長 3県架橋、島原・天草・長島架橋の構想につきましては、これは国土形成計画の全国計画、昨年7月に閣議決

定されたものでございますが、その中に、海峡部を連絡するプロジェクトは長期的視点から取り組むと記載されておりますとともに、この計画に向けて、ことしの8月に国土交通大臣で決定いたしました九州圏の広域地方計画におきまして、九州西岸域における多様なネットワークの形成による交流連携機能の強化を図っていくものとして位置づけられておるところでございます。

現在、島原天草長島連絡道路につきまして、地域高規格道路の候補路線として、また、島原の道路につきまして、計画路線として国土交通大臣の指定を受けているところでもございますが、新しい政権になって、道路政策という形がどのようになるのかというところ、そこがまだ不透明なところがございます。

我々としては、その新しい政権による道路政策というのを注視しながら、なおかつこの3県架橋の構想につきまして、地元の要望も強いということもございますので、県境を越えた総合交流、連携というものを促進していくために、引き続き長崎県及び鹿児島県、両県とも連携して、この新政権による道路政策に注視しながら、その対応というのも進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○中村博生委員 まだここは凍結にはなっとらんとたいな。

これは、天草・八代架橋のことを思えば、以前からわかっちゃおっとですが、この3県架橋があるがゆえになかなか受け入れてもらえぬような部分を地元の人たちは感じとるわけですよ。今度21日、八代市議会と上天草市議会で要望に来られると思いますけれども、もう十数年前、民間期成会もお互いでつくってこられておりましたけれども、ここ2～3年で市議会でも議連ができとるわけですよ。県議会でもつくらせてもらいましたけれ

ども、やっぱり県南のいろんな意味の振興には、私はこの橋は必要だというふうに思っております。

中身的にも、800億ぐらいでできるようなところまでいろんな調査をして出しておりますけれども、やっぱり県はそれを否定するように、同じ工法でやると1,500億かかりますよと、また後戻りするようなことを言われると、何か否定されたような私は気がしてならぬとですけども、その辺も含めて、やっぱり熊本が進行すればいいじゃないですか。3県架橋、牛深から鹿児島島がかかれば、天草はもう通過ですよ。それも将来的なことを考えれば、私は、宮崎から天草に横軸で真っすぐ行かれるわけですから、いろんな意味で長崎、天草の橋は私は必要と思いますけれども、あっちの部分を八代、天草で回せば、西回りももうできよっとですから、そういう思いがあったものですからお尋ねしたんです。よろしく願いしときます。

○鬼海洋一委員 今中村委員の質問に関連して、これは本会議の延長みたいな形にもなりかねない質問でありますけれども、今お話しの中で800億という話がありましたね。それが県の方は1,500億かかるからなかなか難しいと、こういう答弁がありました。

もともとこの質問をいたしましたのは、渡辺議員が質問したわけですけども、このまま天草幹線道路がずっと、今計画されながら着工されようとしておるわけですけども、本渡まで今のペースでいくと、あるいは客観的な状況の中で60年かかると。だから、それは一つの選択肢として、今お話しのとおりには、八代・天草架橋というものが考えられるのではないかと、800億でできるというふうに試算ができておると、しかし、県の試算では1,500億という話がありました。

この根拠が、どういう状況で出されたのかというのが非常に疑問でありまして、実は、

せんであって私ども、ソウルを訪問する機会がありました。仁川空港から新しい架橋が都心部の方にできておりまして、これが仁川空港のハブ空港をさらに利便性を向上する上でということで作られた12キロに及ぶ橋でありまして、これがちょうどことしの10月に工事が完成いたしまして、この橋を通ることができました。

そこで、工事費を見てみますと、これには、例えば日本で言うと大林建設とか、こういうものが参加をしている、JV抜き業者による工事でありますけれども、1兆2,918億ウォンですから、これは10分の1ですかね。ですから、この12.3キロに及ぶこの橋が約1,291億できています。

こういう状況で、先ほど中村委員も質問したわけでありまして、1,500億という、これはどういうところで出されたのかという極めて疑問が、まさにこれを否定する意図的な、それを言うてしまうとちょっと過ぎた言葉になるかもしれませんけれども、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに実は考えておまして、地域振興部長、この辺がどういう根拠、しかも800億というのは、これまでこれに参加をする自治体が、しかも県の予算も含めてやった結果として試算結果が800億でありますから、この辺の問題点についてどういうふうにお考えなのかということをお聞きさせていただきたいと思えます。

○坂本地域振興部長 1,500億円というまず数字につきましては、これは私も議場におりまして、これは知事の方から申し上げた話ではなくて、知事の方からの答弁は、ちょっと今手元に答弁そのものを持っていないので正確にはあれですけれども、800億円か1,500億円かというお話を申し上げたわけではなくて、非常にコストがかかる面があって、長期的に対応せざるを得ないのではないかと、い

ずれにせよ、実現可能性等を含めて検討していくと、こういう答弁を事前の打ち合わせしておりました。

片や1,500億円という数字、これは実は、済みません、私自身もどういう計算かを存じ上げていないんですが、報道に対しまして、例えば、じゃあたくさんかかるというのはどういうことなんだということで、日本の橋の先例の数字をもって申し上げた数字ということであろうというふうに承知しております。

○高田交通対策総室長 話題になっておりますこの1,500億という報道で出た数字についてでございますけれども、これは私どもの方でいろいろ国内で建設している橋梁の事例というものを調べているところでもございます。

この八代・天草架橋による橋梁形式、これもPC橋という橋脚の形態でございますが、この橋脚の形態と同じ形態で建設をしている国内の他の事例といたしまして、鳥取と島根の間に、1.4キロの橋長でございますが、江島大橋という橋がございます。その1.4キロの橋に対して事業費が230億円かかったという、これは建設した事実でございます。それを八代・天草架橋の18年度、19年度に、八代市の試算によるこの8.8キロの構想と、これにその換算をするということになると、その報道に出ているような数字になるんじゃないだろうかということで、その単純に延ばした値ということでその数字というものが出ておるというふうに私どもとして理解しておるところでございます。

○鬼海洋一委員 これは、しかし、おたくから出されたわけでしょう、1,500億というのは。この数字が出たのはどこから出たんですか、新聞報道による1,500億というのは。

○高田交通対策総室長 私、先ほど申し上げ

たような説明ということで、それで換算をしてということこのような数字になったということで、私どもの説明の中でそのような、今私が申しあげましたような説明を受けての数字だというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 先ほど部長は、知事の答弁の中にはこれは含まれていなかった。しかし、今お話を聞きますと、これはマスコミとの恐らく対応の中でしょう、1,500億という数字は交通対策総室の方から出たと、こういうことで間違いないんですね。ですか。

そうすると、まさに単純にメートルにキロ数を掛けて1,500億と、これはまことに乱暴な話でしてね。片方は、これまで、それぞれの期成会の中で、県からも予算措置をした調査費の中で恐らく計算されたことだというふうに思うんですが、800億という数字が出てきている。片方は、過去の鳥取県かどこかのやつを引き直して、それだけかかったから、単純にキロ数で引き直して1,500億出たと。したがって、この知事の答弁にもありますように、地元が行った試算を大幅に上回るような多額の費用を要すると見込んでいるという、これは確かに数字はありませんけれども、今のお話と全く一体になるような話なんですよ。

そういうことで、選択肢という、非常に有力な選択肢だというふうに思っているこの構想あるいは要望といいますか、提案に、1,500億だからということで一刀両断に切り捨てるという、こういうことはいかがなものかというふうに思うわけでありましたが、地域振興部長、もう一回その辺の事実を、おたくの方からマスコミの方に出されているようですから、この問題に対する検討というものをどういうふうにお考えになっているかということ、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

○坂本地域振興部長 1,500億円という数字が、今あれしたような取材の中でのやりとりを踏まえたマスコミの数字ということでございます。

他方で、大幅にあるいは相当かかるであろうという認識の一つの根拠といいますか、訂正的な点でございますけれども、この800億円という経費でございますが、これは、いわゆる実際に橋をかけましたときに生じるであろう、例えば移転費用のようなものがかかっておりません。

実は、私、本会議でもこの問題が取り上げられるということで現地に参りまして、天草の側から海を眺めてみました。そこには非常に大きな電力会社の鉄塔が建ってございまして、天草一帯は、もう先生の方がむしろ御案内のとおりだと思いますけれども、送電線が一面通っているエリアでございます。例えば、そうした費用が幾らかかるんだろうかといった点を加算していかなきゃいけないという点はあるかと思えます。

いずれにせよ、今申しあげました1,500億円かかるという認識は当方で持っているわけではなく、そうであるがゆえに何か結論づけているということではございませんで、実現可能性を含めて、関係市町村とこれからも議論していく課題であると、こういう考えでございます。

○鬼海洋一委員 ちょっと乱暴過ぎるのではないかというふうに率直に思っております。

私も、先ほどちょっと提案、提案というか、紹介しましたように、仁川大橋の工事の総金額を少し紹介をいたしました。ここは8キロですけれども、12キロです、これは、恐らく、行かれたから通られたんじゃないでしょうかね。ここが1兆2,918億ウォンでできているわけでありまして、今の1,500億と比較いたしましても、ちょっとこれは問題ではないかというふうに思えます。

ですから、新聞報道にもあっておりますように、全体として、今天草の現状をどういふぐあいにやったら早く解決できるかという意味で、総合的な判断をしてみる機会、いい時期ではないかというふうに思いますので、その点も、この際、そういう経過も含めて要望しておきたいと思います。

○大西一史委員 もう別の話題になります。

不正経理の問題が出ております。冒頭、総務部長は、いろいろそういう報道があっていることに対して、心配をかけているということでもありますけれども、心配かけている以前に、まずはやっぱり県民の皆さんにきっちりおわびするべきじゃないかなと私は思うんですね。

そういう意味では、この報道でも見ていますけれども、幾つも次々にまた出てくるというのは、私はやっぱり——これがどういう差額の話であるかというのが先週の11日に報道で出ておりました。差しかえで購入した物品と納品価格との間に差があるということ、これはいろいろ認識の違いがあるのかなんとかいような知事のコメントもありますけれども、やっぱりこういった公金に対する意識が非常に甘いということで、こういうことが次々に出てきているんじゃないかなというふうに思うんですね。

この点について、今回、特にきのうの新聞では、今度は工事委託業者にデジカメ納品を求めるというような記事も出ておまして、一体、県道の修繕なのに、なぜデジカメが、それで予算をつけたはずなのにでてくるのかというの、私にはよく理解ができないんですね。

こういった一連の今報道があっている不正経理問題に対して、どのように今お感じなのか、まず総務部長にお尋ねします。

○松山総務部長 冒頭申し上げましたよう

に、この不正経理が行われたということに対しては、非常に深く遺憾に思っております。昨年、自主調査をいたしまして、そういったいろんな問題点、先生御指摘のとおり、基本的には、根本にはやはり公金に対する意識というのが低いということも出てまいりましたので、直ちにそういった調査を受けまして改善策をとりまして、4月から全庁挙げてこれは取り組んでいるところでございます。

そういった公金に対する意識、それをきっちり法令遵守も含めて徹底させるというようなことも行っておりますし、また、一方では、体制として、チェック体制というその面におきましても、やはり甘いところがあったということもございますので、それはほかの係でクロスチェックをして、必ずそういうことが起こらないようにということではいろんな防止策というのをとりながら、全庁挙げて今現在取り組んでいるところでございまして、知事も申し上げておりますように、そういった効果が本当にきっちりあらわれるかどうかということについては、2年後にきっちりそれは検証しますということも知事も申し上げております。そういったことで、全庁的に、そういった意識も含めて一生懸命取り組んでいるところでございます。

○大西一史委員 今2年後に検証するというのは、それはあくまでもこういう事実が出る前の段階の話ですよ。いろいろその後、結局、外部調査委員会でもやって調べた、内部でも調査した、さんざんいろんな調査をした結果、それでもなおかつまだまだ出てきているというのが今の実態ですよ。

確かに、2年後にそれはもう一回、今チェック体制を厳しくしたから、2年後にはきっちり見ててくださいと言うけれども、その経緯の中でこれだけ出てきているじゃないですか。ということは、私は、今後、この2007年分とかなんとかと言っても、それがやっぱり

表に出てきていない分というのは、私は調査自体がまだまだ足りないんじゃないかというような気がします。

こういった事例というのは、ほかにあるんじゃないですか。県道修繕1年分ということで、委託した業者からカメラを要求していたというような、こういうケースというのは日常的にあるんですかね。

○松山総務部長 ちょっと説明が不足したかと思えますけれども、今回の報道されております中身につきましては、これは既に自主調査で調査をいたしまして公表した分でございます。それを分析しながら報道がなされていると思えますけれども、新たなものが出てきたということじゃなくて、一つの公表しました資料の中で、こういった部分の確認がとれていないんじゃないかというような御指摘だと思います。

例えば、差しかえにいたしましても、単純に申しまして、ここに3,000万という話がございますけれども、7,000万分備品があったとしますと、それは現物を全部確認しておるわけです。残りの部分については、台帳では確認しましたけれども、消耗品であったりするものですから、なかなか確認ができないという面もありまして、その辺がやはりもう少しきちっと確認すべきじゃないかという御指摘だろうと思えますけれども、その辺我々としては、台帳上確認をしたと、その時点でできるぎりぎりの調査をしたというふうに認識をいたしております。

○大西一史委員 ということは、もうこれ以上さらなるこういった——まあ、報道がされているだけの話で、分析報道であって、調査する必要はないという考え方でいいんですか。

○松山総務部長 自主調査におきまして、こ

れは第三者も入れまして、要するに目的はやはりこういった不適正な経理がどのような形で実態として行われていたかということと、そういった実態をとにかく把握するということが目的でございましたので、そういった第三者の目も入れてきちっとした追跡調査もいたしましたので、これ以上の調査は必要ないというふうに考えております。

○大西一史委員 調査が必要ないということであれば、やはりそうしたものに対する一連の報道も含めて、県民の皆さんは、差しかえだろうが何だろうが、1つ出てしまえば、それはやはり県に対して非常に不信感を持つわけですね。だから、そういう意味での説明というのは、やはり私はしていかなければならないというふうに思います。

調査をするかしないか、調査しないで出てこなきゃいいですけどもね、今後。今後、もう絶対出てこないということでもいいですか、認識しておいて、部長。調査しないということであればですね。調査しないとおっしゃっているから。

○松山総務部長 PT調査につきましては、前回ナビ調査しましたときには、これは議会の方にも御説明を申し上げたかと思えますけれども、その時点ででき得る調査をやっております。時間も限られておりましたし、対象を、例えば消耗品同士というのは、そういった裏金とか、そういうのにつながりにくいだろうということで、例えば3万円以下の部分については調査対象から外したとか、そういったことがありますから、そういったものが全く出てこない、ゼロだというふうには断定できませんけれども、少なくともやはりそういった不適正経理につながるようなものについては調査対象にして、第三者委員会の方の御意見でも、それでいいのじゃないかという、いただきながら調査を進めてまいったと

ころであります。

○大西一史委員 私が申し上げているのは、やっぱりこの調査委員会の提言の中にも、全体的に見て許しがたいような違法行為は見られなかったとはいえ、預け金や差しかえといった便宜的な行為は、さらなる悪質な不正経理の温床になるおそれがあり、決して許されるものではありませんというふうに、もう明確に書いてあるわけですね。

その上で、今部長は、いや、それは出てくるかもしれないよと、ひょっとしたらというふうなふうに受けとれるような答弁だったなというふうに私は感じましたけれども、やはり今後出なきゃ、それは私はいいいと思います。が、これだけやっぱり次々次々そういうふうに報道をされれば、その不信感というのはますます増大をするということです。ましてや、知事が徹底して調査をするという調査をした結果、会計検査院の指摘でまた出てきたじゃないですか。だから、そういうことが次々次々次々に起こっているから、やはりもうこれは全部が、例えば差しかえだろうが何だろうが、その見解の相違、誤解があったとはいえ、やはりその辺で釈然としないものが残るということであろうかと私は思います。

だから、調査をしないというふうにするのではなくて、引き続き、私は、そういったチェック体制の中で気づいたものについては、こういったことがあったということに適宜やっぱり報告を先に、報道される前に先にこういうことがありましたよということをお県の皆さんに報告していくような、そういった姿勢というのが私は意識改革としてつながってくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○松山総務部長 その点、御指摘のとおりだと思います。

ちょっと1つ申し上げたいのは、もっとも

っと出てくるかもしれないよという意味で申し上げたわけじゃなくて、それは……

○大西一史委員 私がそうとただけだから。

○松山総務部長 調査対象としていたものは、これもこういうことで調査をいたしますということでもやりましたので、すべてというところまでは物理的にも難しゅうございますし、例えば消耗品というのは、日々消耗されていきますので、現物確認ができないとか、あるいは我々が、会計検査院のように、何とか、強制権を持っていませんから、業者さんの帳簿を強制的に出させるということではできませんので、そういった限界はございますけれども、できる限りの範囲の調査は行ったというふうに思っております。

御指摘のとおり、確かに日々の中でそういった経理というのをきちっとただしていくことは大事でございますので、今後ともその辺は十分注意しながら、またいろいろ指導しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○大西一史委員 委員長、今答弁があったように、日々調査していただきたいですけども、この外部調査の竹中先生あたりにも、いろいろこれは私は話を聞かれてもいいような気がしますよ。また、御意見も、こういったいろんな事例も含めていただきながら、今後やっぱりしっかり信頼回復に努めていただきたいということを強くお願いしておきます。

以上です。

○鬼海洋一委員 関連で、簡単な質問をさせていただきたいと思いますが、この差しかえの問題については、いろいろ報告をいただいて、やむを得ぬかなというふうに思えるものもありましたが、今回のこの報道のデジカメ

になりますと、それは落札価格の中にそれが含まれて、設計の中に入っとったなら別だけれども、結局その中からデジカメを要求するということですから、単なる差しかえとは違うという認識をまず持つべきではないかという1点を申し上げておきたいと思います。

その上で、ずっと僕は一連見てみますと、この差しかえの中身が、備品を差しかえるというケースが圧倒的ですよ。そうすると、こういう事態が発生する一つの伏線として、経理事務が煩雑だからこういうものが発生するんだろうか、あるいは必要なものが備品として認められないと、認められていないということから、結局こういう操作をしながら備品を取得するということなのかということについて、少しこの辺は、こういうものが発生する構造的な要因としてとらえておく必要があるのではないかというふうに思いましたので、簡単な質問ですけれども、その辺いかがですか。

○豊田人事課長 まず、今回の八代土木部の件につきましては、あくまでも今回の自主調査におきましては、需用費以外の経費、委託料等についても差しかえの調査を行ってございまして、本件についても、差しかえとして既に3月に公表したものでございまして、いわゆる備品購入費がなかったということで、委託費の一部を差しかえてデジカメをということでございます。

これについては、3月に公表いたしましたし、職員の処分も行ってございまして、また、カメラについては業務で使用しているということでございますけれども、誤解を与える面もあるということで、土木部としても、緊急の会議をしまして、再発防止に徹底していくこととしております。

それから、そのほかの備品のことでございますが、経理事務が煩雑であるとか、備品購入費がなかったというようなことも、今回の

不適正経理の原因の一つだということで報告書の中にもあってございまして、4月以降につきましては、例えば予算につきましても、備品購入について予備費的な措置を講じますとか、例えば緊急に備品購入が必要な場合については、事前の流用を認めるとか、あと関係課との合議も事後でいいと、そういう形の改善もしておりますし、経理事務の煩雑につきましても、そういう形での事務手続の簡素化というような対応を4月1日から導入しているところでございまして、そういうことについても再発防止策として行ってございまして、今後、こういう形での差しかえというようなことはないと考えております。

○竹口博己委員 せっかくこのことが話題になりましたので、実は決算委員会でもこの種の発言をさせていただきましたが、こういうことが表に出てしまいますと、県民感情としては、非常に何とも職員との意識に差があるなという、感情を逆なでするようなテーマなものですから、私たち議会もそうすけれども、執行部の皆さんも、慎重に今後の対応を望みたいと思います。

そして、そういう問題が表に出るたびに、先ほども部長からも発言がありましたけれども、職員の公金に対する意識の薄さがそういうことを招いたという意味の発言を、県庁職員の幹部の皆さんはよく口にされるんですよ。

職員の皆さんが、全部公金意識が薄いのかと、だからこういうことが当たり前に行われているのかということを厳密に考えていけば、私はそうじゃないだろうと思えてならないんですよ。差しかえだとか預け金というのは、だれでも、新入職員の人でもできるようなことじゃないでしょう。やっぱりそういうことをやれる立場の人は限られてくるでしょう。差しかえなんていうのは、やれるものだと、だれかに教わるんでしょ、先

輩に、やる人は。そうなれば、公金意識が全職員に薄れていったんじゃないぞと、もし公金意識が全職員に薄れているとしたら、トップは責任とらんといかぬでしょう。だから、そんなことじゃないだろうと私は思うんですよ。

つまり、何かここそこそこそしてつくり上げた文化、悪しき伝統のような気がしてならないんですよ。私は、県庁文化というふうに言ってしまったんですけども、問題は、こういうメカの、メカといいますか、そういう体制の中では、例えば業者と連携可能な人だったら、十分流用できますね。そういう危険性が伴うでしょう。伴っていたはずですね、今までも。

こういうのを、先ほど総務部長がぴしっと再発防止を口にされましたけれども、再発防止の決め手といいますか、押さえどころというのは、私は幹部だと思います。幹部、上。下の人には責任はないと。最初からこんなことを覚えてやる新入職員はどこにもいないと。要するに、先輩が教えるから、ということ、再発防止といったら、先輩がそういうことをするなよという指導に頭を切りかえることができるかどうか。つまり、逆に、今までそういうのをやれやれやれやれと奨励しよったその幹部が、逆にやるなというふうに頭のチャンネルを切りかえることができるかどうか、それが再発防止への決め手だと思うんですよ。

私は、職員の公金意識の薄さと、職員職員という言葉があちこち出てきていた、その職員の頭に、幹部という2文字を乗せたらどうですかというように決算委員会では言ったくらいで、幹部職員の公金意識に問題があったから、そういうのが職場的に行われたというように思えてならないんです。今でもそう思えてならないので、そこで、せっかくだから、総務部長、幹部ですよ。上ですよ。要するに、見て見ぬふりというか、やってもよか

つよと教えた先輩がおったから、伝統文化として県庁に根づいてしまったんでしょう。そういう幹部職員に対する鬼みみたいな決意を聞かせてください。

○松山総務部長 4月早々、私も、直接幹部職員を集めまして、こういった公金意識に対する率直な今までの取り扱いの反省と、そして、これから先、やはり法令遵守というのが我々にとっては最も大事なことだし、そのことによって県民の皆様から信頼を受けるということを私も申しましたし、それを受けた幹部も、また部下職員に対して徹底させるようなことをいたしております。

もう1つ先生から御指摘いただきました――幹部にももちろんそういった意識の低さというのがあったことは率直に反省いたしておりますし、あれですけども、もう一つは、チェック体制というのも非常に重要じゃないかというふうに考えております。例えば、担当者に任せっきりにしてしまいますと、やはりその中でだれもチェックせずに行われていくということがありますので、その辺もことしの4月からの改善策の中で、これは別な係がクロスチェックすると、必ず品物を入れたときにはその確認をすると、そういったシステマ的なものでも改善を図って、今進めているところでございます。

○竹口博己委員 総務部長の先ほどからのお言葉に決意のほどが伝わってくるんですけども、皆さんは、これを不適正という表現をされるでしょう。それで、こういう議論も通り過ぎていくことはできるんですよ。だけど、県民から見たら明らかに不正ですから、不適正じゃないんですよ。やり方が適切ではなかったという場合が不適正ですからね。これは、公金を、やってはならないところに使うという種のものだと思えば、不正なんですよ。県民の目には不正として映るんですよ。

メディアも、不正という見出しをつけるでしょう。そういう目で周りから見られているという、その意識が県庁の職員の皆様に芽生えない限り、こういうこそそした知恵、悪知恵みたいなのが再び再燃してきたら大ごと。最後にそのことを要望して終わります。

ありがとうございました。

○大西一史委員 済みません、最後にとおっしゃったけれども、1個だけごめんなさい。ちょっと別の件で。

知事が、本会議で、組織体制の見直しということについてちょっと触れられたんですけども、その答弁の中で、知事補佐機能を含めた政策形成機能の強化や中間管理職の積極的な活用などによる職員の総戦力化といった観点から、現行組織体制の見直しを指示しておりますというような話だったんですね。

どういう指示があっているのか、ちょっとよく私はわかりませんが、中間管理職の積極的な活用とかとって、まさかポストをぼこぼこぼこふやすような、そういったことにはならないだろうというふうに思っていますが、どういう人事戦略をもってその組織を変えていくのかというところがやはり私は重要じゃないかというふうに思うんですよ。この点について、知事がどういうふうにおっしゃっているのか、どういう考えで指示をされているのかだけお聞かせいただきたいと思います。

○豊田人事課長 来年度の組織機構の改正につきましては、例年3月下旬に公表しているところでもございますが、今委員から御質問がありました基本的な考えといたしましては、くまもとの夢実現に向けて、限られた職員で最大の効果が発揮できるような、簡素で効率的な組織体制の整備を図っていく必要があるという形で、先ほどおっしゃいましたように、知事からは、知事の政策機能の強化で

ありますとか、職員の総戦力化という観点から、組織体制を見直すように指示があっているとところでございます。

○大西一史委員 今同じような答弁をもらったんですけども、これをやるに当たって、今までいろいろフラット化を試行したり、総室をつくってみたり、次長ポストをいろんな形でふやしてみたりとか、随分いろんな試みをやって変えてきています。

確かに、その都度その都度で組織というのは見直していかなきゃいけないんですけども、マイナーチェンジを何か繰り返しているような感じがして、非常にこれ以上いろいろごちゃごちゃやると、私はわかりにくい部分が出てくるんじゃないかな。

一つは、やはり今の現行組織できちっとできること、できないことというのは何なのかということをしっかり精査した上で新しい体制を、その上で必要なことは何なのかという考え方で新しい体制をとっていただかないと、またむやみやたらに組織をいじるというようなことに私はつながって、逆に県民から見ても非常にわかりにくいということにつながるのではないかなというふうに思います。

職員の総戦力化と、今までじゃあ総戦力じゃなかったんですかというふうに私はこの答弁を聞いたときに思ったんですけども、やはりそういう貴重な、限られた人材を、どうやってもっと今の2倍、3倍に生かしていけるような方策をとれるかということ、やはり今の体制がどうかというその反省に立った上で新しく構築していただきたいということですね。むやみやたらに、中間管理職の積極的な活用と称して、ポストをふやすことがないようにお願いをしておきます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○若杉危機管理・防災消防総室長 委員長、
済みません、衛星携帯電話の額等をよろしい
でしょうか。

6台分ということで、固定型と移動型がご
ざいまして、固定型の方は、申しわけありま
せん、70万円程度と申しあげましたけれど
も、104万円でございます。それから、移動
型の方が23万円程度でございます。それか
ら、維持管理費でございますけれども、基本
料金と通話料等で年間6台分、57万円程度を
見込んでおります。

以上でございます。済みません。

○森浩二委員長 以上で本日の議題は終了し
ました。

最後に、陳情等が7件提出されております
ので、参考としてお手元に写しを配付してお
ります。

それから、委員の皆さんに、2月議会前に
管内視察を行いたいと思いますので、日程が
決まり次第連絡します。よろしくお願いま
す。

それでは、これもちまして本日の委員会
を閉会いたします。

午後1時4分開会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長